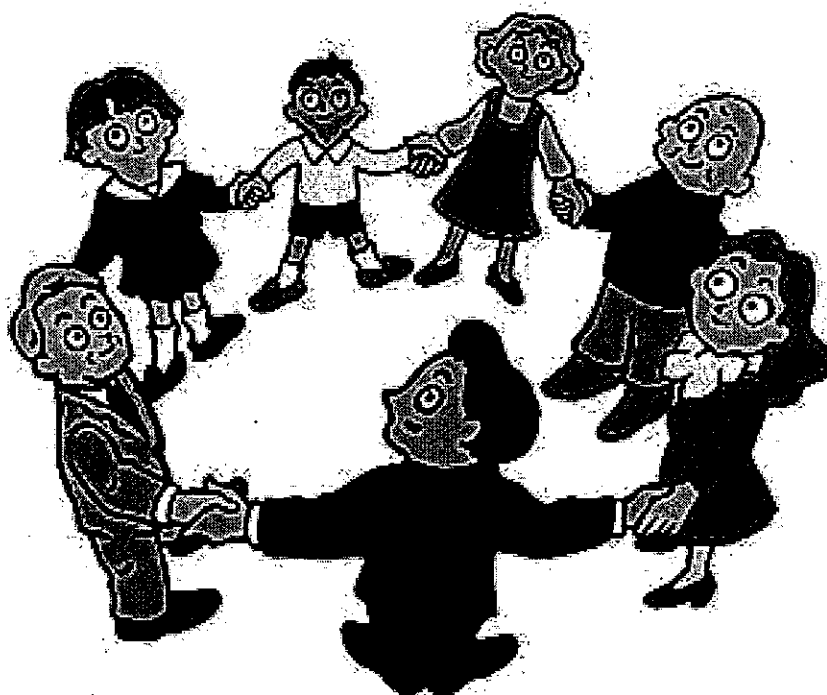


第3期 美唄市地域福祉計画
美唄ささえあい・つながりプラン

～ 描こう 創ろう つなげよう 美唄の明日を ～

《 素 案 》



平成 年 月

美 唄 市

目 次

第1章 地域福祉計画について	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉を取り巻く現状	3
(1) 人口・高齢化	3
(2) 障がい者の状況	4
3. 市民意識調査について	5
(1) 調査概要	5
(2) 回答者属性の特徴について	5
(3) 家族構成、地域との関わりについて	6
(4) 地域住民の組織力の低下と住民相互の「ささえあい」について	6
(5) 地域課題の変化について	7
(6) 市民が参加したいと思うボランティア活動	8
(7) 「美唄市地域福祉計画」の認知度	9
4. 市の取り組み事業について	10
5. 「美唄市福祉のまちづくり条例」と	
「市民ささえあい推進委員会」について	11
(1) 「美唄市福祉のまちづくり条例」について	11
(2) 「市民ささえあい推進委員会」について	11
6. 第2期計画をふりかえって～評価と課題～	13
(1) 市民意識調査について	13
(2) 市の取り組み事業について	17
(3) 第2期計画をふりかえって	19
第2章 これからの計画推進にあたって	22
1. 計画策定の基本	22
(1) 計画の基本的な考え方	22
(2) 計画の位置付け	23
(3) 計画期間	23
(4) 計画策定の体制	23
2. 計画の展望と進捗管理	24
(1) 基本理念	24
(2) 計画の目標	24
(3) まちづくりの柱と地域での課題	25
(4) 計画の進捗管理	35
用語解説	37
資 料	38
1. 計画策定の経過	39
2. 地域福祉の推進に関する意識調査	40
3. 地域課題に対する市の事業実施状況(平成21年度～平成25年度)	44
4. 市民ささえあい推進委員会委員名簿	50
5. 市民ささえあい推進委員会運営要綱	51
6. 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱	53
7. 美唄市福祉のまちづくり条例	55

第1章 地域福祉計画について

1. 計画策定の背景

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費（注1）の増大等により大きな改革を迫られています。私たちが生活する地域社会も、個人の自由や、人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前で共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。さらに、地域人口の減少、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待など個別課題についての多様化も見られます。

また、住民の健康意識については、子どもの頃からの食育（注2）、特定健康診査（注3）や介護予防（注4）事業の推進等により増進が図られてきている一方、がん・心疾患の死亡率の増加やメタボリックシンドローム（注5）等生活習慣が起因する問題も増加しており、健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくような仕組みの推進は、ますます重要となってきました。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要となってきています。

国における平成17年の障害者自立支援法（注6）の制定、平成18年の介護保険制度の改正、平成24年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の制定など、障がい者や高齢者の制度改革が進んでいますが、これらに共通する特徴としても、多様な生活支援を谷間なく展開しながら、やはり住み慣れた地域で、できる限り生活を維持し充実させるといった、地域福祉を重点とする施策となっています。

美唄市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、市民（注7）で組織する「市民ささえあい推進委員会」（以下「推進委員会」という。）と市（注8）によって、日々の暮らしの安心を住民相互のささえあいと行政との協働により、住み良いまちを創り上げていく取り組みや、仕組みづくりの羅針盤として平成16年3月に第1期計画を策定しました。

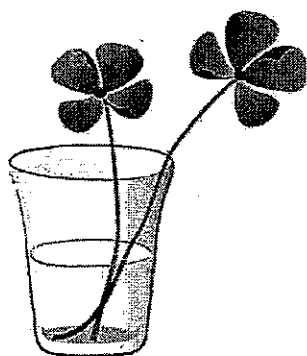
5年を経過した平成21年3月には、同計画の見直しを行い、地域住民・社会福祉団体・行政等が一体となって、本計画の目指すべき基本理念である「すべての市民が、住み慣れた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成」を継承し、

人材育成や情報共有を充実させる目標を加え、新たな計画期間の第2期計画を策定し、この間、様々な地域課題へ取り組み、施策を推進してきました。

しかしながら、地域社会における個別課題の多様化や福祉制度の大幅な改正等による新たな課題に取り組むため、平成25年度で計画期間が終了となる第2期計画を見直すこととし、本計画の基本理念を尊重し、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする『びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）』が目指す「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄 ―市民のハーモニーで創る美しき唄のまちを目指して―」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにすると共に、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機とした、「ささえあい」「絆」の大切さを再認識し、日常生活の中で家族、隣近所、町内会などの交流の輪を広げていく事の大切さについて「第3期美唄市地域福祉計画」に反映させ策定します。



地域ささえあい懇談会の様子



地域ささえあい懇談会の様子

2. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口・高齢化

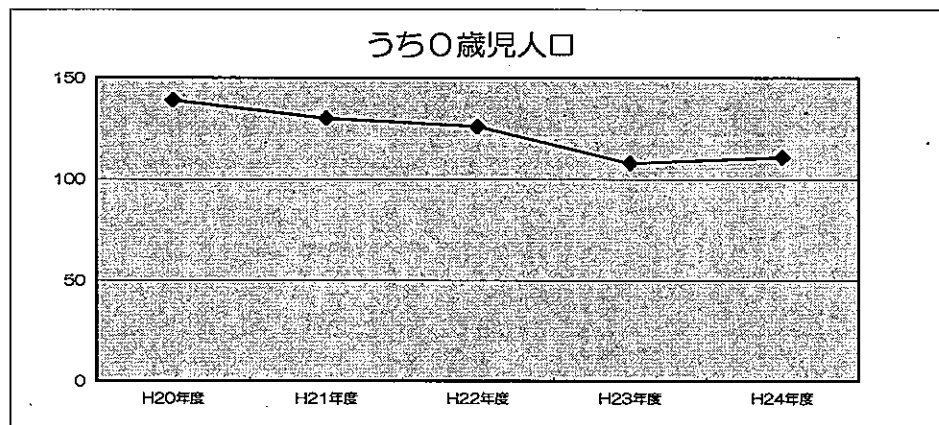
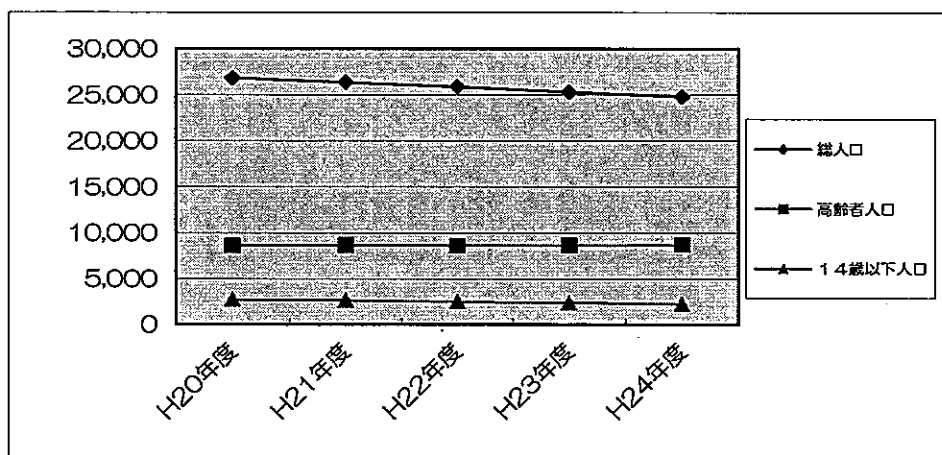
全国的に少子高齢化が進むなか、美唄市においても総人口の減少とともに65歳以上の高齢者人口の占める割合は増加しており、平成25年3月末現在で総人口24,811人に
対し8,715人で、高齢化率は35.1%となっています。

また、人口は、平成21年3月末日と平成25年3月末日を比較すると、7.6ポイント減少しており、同様に14歳以下の子どもは、17.4ポイント、0歳児人口は20.1ポイント減少しており、今後とも少子化の傾向は続き、さらに人口減と高齢化が進むものと予想されます。

過去5年間の人口動態

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
総人口	26,842	26,359	25,901	25,313	24,811
高齢者人口	8,603	8,647	8,600	8,640	8,715
14歳以下人口	2,736	2,630	2,495	2,382	2,260
うち0歳児人口	139	130	126	108	111

※各年度人口は3月末現在の住民基本台帳の数字



(2) 障がい者の状況

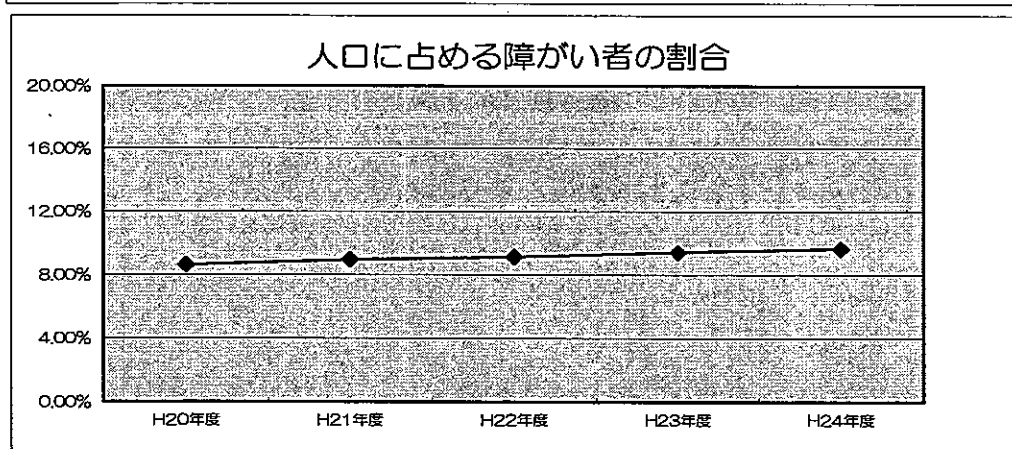
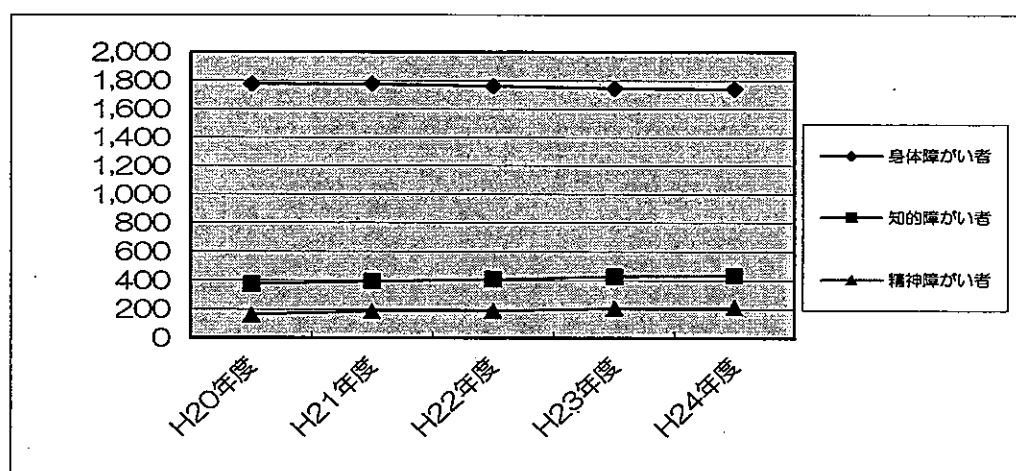
美唄市における障がい者の現状について、手帳所持者等のデータをもとに概況をまとめたものです。

全体的な状況としては、総人口が減少するなか、知的障がい者・精神障がい者の増加により、障がい者の合計は僅かな増加ですが、人口の減少により、人口に占める障がい者の割合は上昇しています。

障がい者数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
障がい者					
身体障がい者	1,778	1,777	1,763	1,747	1,741
知的障がい者	375	395	409	428	437
精神障がい者	162	186	190	209	214
障がい者合計	2,315	2,358	2,362	2,384	2,392
美唄市人口	26,842	26,359	25,901	25,313	24,811
人口に占める障がい者の割合	8.62%	8.95%	9.12%	9.42%	9.64%

※各年度末現在



3. 市民意識調査について

平成16年3月に策定した第1期計画より、地域福祉計画策定時には市民意識調査を実施してきており、本年度については、市内に居住の20歳以上の方の中から1,500人の方を無作為に抽出し、調査票を送付させて頂きました。調査に当たっては、昨今の時代的背景・テーマとして『東日本大震災で、私達は改めて人と人との絆について考えさせられました。そして、何気なく暮らせる毎日があるという幸せについても、強く意識するようになったのではないのでしょうか。今日、少子高齢化や生活スタイル、価値観の多様化などにより、地域コミュニティが低下し、「孤立死」や「災害時の対策」、「ごみの減量化」などの新たな問題が生じていますが、住民同士が支え合い、また、住民が主体となって行政や関係機関と共に課題を解決する「地域の絆」が最も重要となっていること』を、市民ささえあい推進委員会内で確認、調査項目について検討し、市民意識調査を実施いたしました。

(1) 調査概要(調査結果詳細:40~42ページ「地域福祉の推進に関する市民意識調査」)

①調査対象者について

【調査対象者数】

小学校区	人口	按分率	調査人口
中央小学校区	8,953	36%	540
東小学校区	10,521	42%	630
南美唄小学校区	2,397	10%	150
峰延小学校区	1,999	8%	120
茶志内小学校区	1,072	4%	60
計	24,942	100%	1,500

※ 送達数 1,500 件のうち 1,487 件

東栄小学校区については東小学校区へ、光珠内中央小学校区については峰延小学校区へ、西美唄小学校区については中央小学校区へ、今回の調査より統合しました。

②調査期間・回答率

調査期間 平成25年4月10日~4月24日

回答率 回答数:573件 回答率:38.5%

(2) 回答者属性の特徴について

年齢別では、65歳以上の方で47%の回答率となっており、また、居住年数について

も20年以上の方の回答率が57.2%となっており、各設問に対する回答も、65歳以上の方や、居住年数が20年以上の方の回答傾向が強く出ていることに留意しながら結果をまとめています。

(3) 家族構成、地域との関わりについて

生活上の問題で相談や助けが必要な時、「家族」に頼む方が61.4%、「知人や友人」が12.7%となっていますが、同居している家族構成では、「夫婦のみ世帯」が36.1%、「夫婦と未婚の子の世帯」が23%、「一人暮らし」が15.2%となっており、同居していない家族へ、多くの方が生活上の問題で相談や助けを頼んでいることが伺われます。その結果、生活上の問題を抱えている方を、地域の方が把握できていなかったり、地域の実情に合った問題解決に結びつかなかったりするケースも、少しずつ増えてきているのではないのでしょうか。

なお、回答者の内訳では「夫婦のみ世帯」のうち66.7%、「一人暮らし」のうち56.3%の世帯が、65歳以上の高齢者のみの世帯となっていました。

地域等の住みやすさでは、77.2%が「大変住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答しており、前回調査時に比べ「大変住みやすい」と回答している方の比率も2ポイントほど高くなっています。

地域の活動・行事等の活性化に必要なことについて、「住民が触れ合う機会を増やす」が30.7%、「情報提供や意識啓発」が18%となっていますが、年代別でみると「住民が触れ合う機会を増やす」は高齢者ほど割合が高く、70～75歳代で36.5%となっていますが、「情報提供や意識啓発」は若い方の回答比率が高く、20歳代で28.6%となっており、地域で行事・活動を行う場合の世代間のギャップや集まりずらさにつながってきているのではないかと考えられます

(4) 地域住民の組織力の低下と住民相互の「ささえあい」について

住んでいる地域の身近な問題について、「除雪のこと」が27.7%、「高齢者世帯への支援」が16.4%となっていますが、その問題解決については、「行政と住民が協力し解決する」が40.3%、「行政が積極的に解決すべき」が19.5%と、約6割の方は行政のかか

わりが必要と回答しています。しかし、除排雪や高齢者世帯への支援については、実態がよく分っているご近所の方や地域で取り組みが必要な部分も多く、回答の中でも、地域問題解決のため自身ができるは「見守りや声かけ」「お年寄りの話し相手」で54.4%。

「家事や雪かきなどの手伝い」で7%と、約6割の方々が問題解決への対応の担い手となる可能性のある回答があったほか、実際に過去5年間で近所の方にお世話になった内容では、「話し相手」「相談相手」で37.6%、「家の修理や掃除、草刈りなど」にその他記述の除排雪の14件を加算して約14%、近所の方のお世話になったと回答された方の半数以上が、話し相手や家周りの世話をさせていただいた経験があることがわかりました。

このような結果から、市民の活動としては、限られた支援内容ではありますが、地域課題に対して自ら行動を起こし、課題の軽減に資することができることがわかっており、実際に支援や声かけなど個人のレベルでは行われています。しかし、地域住民組織としての町内会等に対する問題解決の期待は、地域差はあるにせよ、全体では8.7%と低い回答率であり、地域住民組織の活性化や積極的な事業取り組みが、今後の地域での「ささえあい」活動の広がりに大きく影響するものと思われます。

このことは、住民相互のささえあいや助け合いの必要性について「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」を合わせ、9割以上の方々が、必要だと考えている回答結果が出たことから伺い知ることができ、地域福祉の重要な要素である「ともにささえあう」という考えが広く市民に受け入れられていることが分かり、今後はこの考えを共有し、実践できる「地域コミュニティ」を形成していく事が必要です。

(5) 地域課題の変化について

5年前と比較し、地域課題についてどのように変化を感じているかについて調査しました。主な内容については次のとおりです。

①冬季間の除排雪

除排雪が「良くなった」、「どちらかと言うと良くなった」が合わせて（以下「良くなった」と記載。）25.6%、「悪くなった」、「どちらかと言うと悪くなった」が合わせて（以下「悪くなった」と記載。）22.5%、「変わらない」が45.5%となっています。

これは、平成23年度の豪雪災害時や、平成24年度の豪雪が記憶に新しく、地域と

いうよりも、それぞれ個々の方の、家の立地条件等により判断が分かれたためと考えられます。

除排雪については、これまでも鋭意取り組んできていますが、これからもさらに工夫をして取り組んでいかなければならない課題であります。気候の変動も大きくなり、降雪状況も変化してきているように感じられますが、個人や行政だけではなく、地域やボランティア活動など様々な人たちが参加しやすい環境作りなど、従来の取り組みに、さらに関わる人の輪を広げる活動も進めていく事が必要と思われます。

②ごみのポイ捨てや分別、ペットの排泄物の処理

ポイ捨てや分別、ペットの排泄物の処理などは地域課題として全市的に取り組んでおり、地域の変化について、良くなったと感じた方は31%、悪くなったと感じた方は22%となっており、良くなったと感じている方が、やや多い比率となっています。

ポイ捨て等の問題については、行政の周知や指導とともに、市民一人ひとりの動機づけや子供の時から教育・モラルの育成が大切ですが、障がいや高齢化により分別が困難になるなど、個人だけで対応が困難となる事例も出てきており、見守る家族や地域、事業者や行政など、それぞれの立場で対応できることを考え、連携をしていく事も必要と思われます。

③地域や子どもたちの安全・防犯問題

子どもたちの安全対策では、良くなったと思う方が28.6%、悪くなったと思う方の4.2%を大きく上回っています。

これは、各地域において登下校時の子どもたちに対する「せわすき・せわやき隊」の見守りや、町内会などがボランティアとして自主的に取り組んでいる「防犯パトロール」、地域の高齢者などを対象とした「見守り」活動等の推進が、大きな要因として挙げられます。

悪くなったと感じる方は、前回より低下し、4ポイント程度いますが、従前同様、今後とも地域の安全・安心をつくる大きな担い手としての町内会活動を支援するとともに、活動の輪を全市的に広げるよう、推進していくことが必要です。

(6) 市民が参加したいと思うボランティア活動

「自然・環境を守るための活動」が 13.2%、ついで「安全な生活のための活動」12.7%、「健康や医療に関係した活動」と「高齢者を対象とした活動」は同じ 11.5%となっていますが、いずれの回答も前回より若干低下しているものの、回答者全体のうち、7割以上の方が何らかのボランティア活動に参加したいと回答しており、参加するきっかけや、環境等の条件がそろえば、高齢化が進む地域の人材資源として、地域活動の活性化や目標とする地域福祉の推進が図られるものと考えられます。

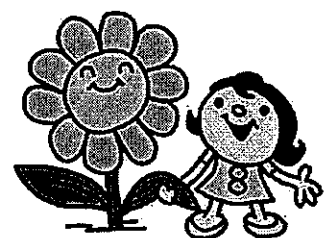
すでにボランティアとして活動している町内会、事業所や個人の方の連携の輪を広げ、さらに新たなボランティアの参加を促すため、その鍵となる人材の育成や仕組みづくりについて検討することが必要です。

(7) 「美唄市地域福祉計画」の認知度

計画を「知っている」方が 10.8%、「知っているが内容がわからない」方が 17.6%で、半数以上の 67.2%の方は「知らない」との回答結果となっています。

これまで、地域福祉推進大会や各地域での懇談会などを通じ、地域福祉への理解をいただくよう推進委員会の皆さんとともに活動してきましたが、今後も継続して計画の周知に努めていかなければならないと考えます。

ただ、平成16年からこれまで進めてきた地域福祉計画の「ささえあい」や「助けあい」、「絆」の大切さについて、9割以上の方が必要だと思っており（住民相互のささえあいや助け合いの必要性）、また、市民、事業者、市が、役割を持ち自らできる事に対して自発的な協力をしていただくという考え方（自助・共助・公助）^{（注9）}についても8割以上の方が「必要だと思う」「どちらかという必要だ」と回答しており、社会全体の流れもありましたが、地域福祉計画で推進してきた考えの市民への定着は、計画を策定・推進してきた1つの成果と言えると思います。



4. 市の取り組み事業について

平成16年3月に策定した第1期計画において、3者（市民、事業者、市）の役割について一定の考え方が示され、「美唄市福祉のまちづくり条例」で、それぞれの役割の位置づけをしたことから、計画策定以降これまで市が実施した事業について評価・検証を行ってまいりました。

今回、第2期計画を評価・検証するにあたっては、地域福祉推進に関わる関連分野の事業を実施する市の関係所管課の主査職などからなる「美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議」（以下「庁内推進会議」という。）を設置し、第2期計画における「地域での課題」を解決するための事業や取り組みを該当事業として抽出しました。

その結果、地域子育て拠点支援や高齢者健康増進といった保健福祉に関わるもののほか、高齢者等の方が安心して住み続けられる住居環境の向上を図るための経費の一部助成や地域が主体となった景観づくりの活動に対する花の苗の支給・技術的な支援を実施するコミュニティガーデン整備、ごみの減量化・再資源化推進事業によるごみ分別の周知など、幅広い分野において約60もの取り組みが行われていることがわかりました。

なお、これらの事業は、各担当課において一定の計画に基づき実施され、事務事業評価などで進捗状況を管理していることから、庁内推進会議における評価は、取り組んでいる事業内容の把握と、各担当課から見た今後の課題や方向性についての総括を、44～49ページ「地域課題に対する市の事業実施状況」としてまとめました。

また、市の取り組み事業については、庁内推進会議及び推進委員会による検証も行いました。

その内容については、17ページ、「市の取組事業について」に記載します。

5.「美唄市福祉のまちづくり条例」と

「市民ささえあい推進委員会」について

(1)「美唄市福祉のまちづくり条例」について

①条例の制定にあたっての基本的考え

住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らしたいという思いは、市民共通の願いであり、この願いを実現するために「目指すべき理念や関係者の役割・責務を明確」にし、「施策遂行の基本方針や方法、具体的な推進施策等」を定めるために制定された条例が「美唄市福祉のまちづくり条例」であり、平成16年4月から施行されています。

②条例の内容について（要約：本文については、55頁～59頁参照）

条例は、第1章総則として、第1条目的、第2条基本理念、第3条から第5条まで市民・事業者・市の役割、第6条で国等との連携、第2章基本方針として、第7条情報の提供、第8条市民参加、第9条地域福祉計画の策定、第3章基本的な施策等として、第10条から第15条まで健康・サービス・生涯学習等・就労・居住環境・安全な生活について、推進、充実等記載されています。第4章福祉のまちづくりの推進として、第16条、第17条で市民ささえあい推進委員会及びその役割、18条自ら進める地域づくりについて記載されています。第5章雑則として第19条の委任について定めがあります。

③地域福祉計画の位置づけ

美唄市福祉のまちづくり条例第5条第2項に「市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施します」と規定されており、第9条第1項には「市は、第5条第2項に規定する計画として、社会福祉法第107条の地域福祉計画を策定し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進します」と定められていることから、これらの制度により、美唄市地域福祉計画は策定された計画であるという位置づけであり、また、同条例第16条で「この条例による福祉のまちづくりを推進するために、市民で

組織する市民ささえあい推進委員会を設置します。」と規定されていることから、福祉のまちづくりの推進及び計画策定にあたっての調査・検討等については、市民で組織された「市民ささえあい推進委員会」がその役割を担うものとなっています。

(2)「市民ささえあい推進委員会」について

①活動内容

「市民ささえあい推進委員会」は、「美唄市福祉のまちづくり条例」により、計画の策定及び推進状況の評価と、全市的な地域福祉の推進を図る役割を担う組織として、市民公募のほか福祉に関連する団体などから推薦された委員で構成されています。

地域福祉推進活動として、市内各地域での懇談会開催を通じて、市民と事業者、行政の協働による新しい福祉のあり方についての理解を促進し、地域課題の明確化や住民同士の話し合いの場を設けるなどの活動を進めるほか、アドバイザーを依頼し、推進委員会各委員のスキルアップを図るほか、本計画の進捗管理や点検、評価等を実施するものです。

②これまでの主な取り組みと今後の活動について

平成20年度から平成24年度までの4年間では、23回の委員会を開催し、推進委員会活動のあり方や地域福祉についての情報交換、勉強会、計画の進捗管理等の話し合いを行ってきたほか、他地域の先進事例等の市民への紹介や美唄市内の地域活動の発表の場としての「地域福祉推進大会」を開催するなど、関連事業についての取り組みも行ってきました。

従来行ってきた地域懇談会についても、今回の計画策定にあたり再度全小学校区で開催し、今年度から統合となった旧西美唄小学校区についても、従来同様に実施し、できるだけ多くの地域の方々の声を聞くことができるよう調整をしながら取り進めてまいりました。

なお、今回の地域懇談会開催にあたっては、市で策定する「地域福祉計画」と美唄市社会福祉協議会で策定する「地域福祉実践計画」が地域福祉を推進する上で「車の両輪

である」と云われている様に、密接した関係であることから、懇談会の開催は、それぞれの計画の策定に携わるささえあい推進委員会と地域福祉実践計画推進会議との合同で実施しました。

その結果、各地域とも少子・高齢化の影響が顕著であり、それに伴う隣近所や地域組織の疎遠化、弱体化、担い手不足などの課題が顕在化してきており、除排雪や高齢者世帯への支援についても、ささえる側の人材自体がいなくなっているという課題がある一方、各地域で「自らのことは自らの手で」という意識を持ったリーダーが様々な課題を抱えながらも地域での見守り活動に取り組んだり、救急救命ポストの設置を進めるなど、地域で自主的な取り組みが行われている現状を知ることができました。

今後の推進委員会活動においても、外部講師の招へい等によるささえあいの必要性や新たな取り組みに対する事例研究などに努め、市民の中により広く、地域福祉の理解を浸透させ、地域住民とともに考え、行動に結びつけていくことが必要と考えられます。

6. 第2期計画をふりかえって～評価と課題～

(1) 市民意識調査について

第3期計画を策定するにあたり、市民意識調査を行いました。この中で、現在暮らしている地域（町内会など）の住みやすさについて、「たいへん住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」は、77.2%の回答があり、前回調査時の75.7%に比べ、1.5ポイントほど上昇しています。また「たいへん住みやすい」との回答は2.6ポイント上昇しています。数値としては、非常に小さく、誤差の範囲に入る数値かもしれませんが、このような小さな割合であっても、少しずつ継続して良くなっていく数字を積み上げていく事は、難しい事ではありますが、大変重要な事だと考えます。

また、地域福祉計画のテーマでもある「ささえあい」や「助けあい」の必要性については、9割以上の方が必要であるとの意識を持っている結果となりました。しかし、実際に地域活動を行った方は3割程度となっており、前回の意識調査実施時の状況と変化がなく、改めて、意識はあるものの、なかなか行動に結びつかない現状が、今回の調査で明らかになりました。

このように、意識調査の回答結果の分析から、第2期地域福祉計画の評価を行うとともに、その中から課題も抽出していきたいと考えます。

①情報の共有化～誰かの困りごとを、地域が良くなるきっかけに

住民相互のささえあいや助け合いの必要性については「とても必要」が36%、「ある程度必要」が55%と、全体では91%の方が必要と感じていますが、実際の行動として「近所の方にお世話になったこと」については、33%の方のみが「ある」と回答しています。

また、「地域の問題に対して、自ら参加または行動を起こしたことがある人」の年代別で「ある」と回答した割合をみると、一番高い年代は、65～69歳代で、43%となっており、20・30歳代と75歳以上の方のみ、全体平均の30%よりも低くなっていますが、他の年代では高くなっています。「地域の問題に対して、自ら参加または行動を起こしたことがある人」で「ある」との回答者よりも、「お世話になったこと」がある人の割合が高くなっているという結果になっていますが、これは、アンケート回答者属性でも記載しましたが、65歳以上の方の回答が約半分となっていることが影響していると考えられます。

このように、ささえあいや助け合いを必要と感じている方が9割、近所の方にお世話になった方や、地域の課題解決のため、自ら行動・参加された方がその三分の一の約3割いたわけですが、「地域の身近な問題解決に対する手段」として回答いただいたのは、「行政と住民が協力して」が40%、「行政が積極的に解決すべき」が19%と、行政や住民のかかわりについてある程度高い回答であったものの、「町内会等が積極的にかかわるべき」は9%と、地域の身近な課題解決に対する町内会への期待が低くなっている結果となり、地域においての課題解決やお世話についての現状は、町内会等で組織的に対応しているのではなく、主に各個人が対応している実情が想像される結果となり、課題として受け止める必要があるのではないかと考えられます。

「近所の方に手助けしてほしいこと」の回答では、緊急時の対応ではなく、日常の対応として、「高齢者などの見守り」10.4%や「話し相手」9.9%などの回答がありますが、

この中のいくつかは、すでに対応されている個人の方や町内会もあり、このような、解決・対応策を、個人から町内会へ、町内会から他の町内会へ広めていく事によって、多くの方々の希望する手助けが、地域によって解決していくのではないのでしょうか。

また、個人で支援を継続されている方も、町内会で支援をしている方も「個人の困りごとは地域を良くするチャンス」と捉え、積極的な情報の発信や、情報の共有化を進めていく事が、地域が変わっていくきっかけになると思われます。

②人材の育成～地域課題に取り組む年代の拡大が見られました

「住んでいる地域の身近な問題に対しての自身の参加や行動を起こしたことがありますか」、との問いに対する回答では、「ある」との回答が30%となっており、前回5年前の調査時に比べ、3.4 ポイント減となり、地域の問題に対する取り組みについては低下している、という結果となりました。

しかし、この結果を年齢別で比較すると、前回調査時と今回では、20 歳代 17.2%→14.3%、30 歳代 21.4%→10.9%、40 歳代 23.7%→32.8%、50 歳代 30.2%→34.7%、60～64 歳代 50.5%→32.2%、65～69 歳代 43.5%→43.1%、70～74 歳代 35.6%→32.4%、75 歳以上 27.7%→28.5%と、20～30 歳代は、下がっているものの、40～50 歳代の行動をしている人の割合が高くなり、特に 40 歳代では 9 ポイントほど上昇しており、今回の調査結果で見ると、身近な地域の問題に対する参加や行動をする人の年齢層の広がり、若返りが進んでいることが伺え、高齢化による担い手不足や町内会の役員のみ手不足といった地域懇談会ではよく聞く課題について、地域により状況が変わるものの、若返りが進んでいる状況と受け止められる集計結果となりました。

課題としては、前回調査時より 20～30 歳代の割合が下がっているため、継続して地域福祉を推進していくためにも、各地域において担い手となる各年代の方々との関わりの維持や活動への参加など、地域住民の一人としての意識の醸成を進めることが必要と考えられます。

③総括～地域の方に会った時、笑顔で挨拶し、現状の話を聞く～

前期計画の重点である「情報の共有化」「人材の育成」という視点で今回の市民調査結果を見ていきましたが、日本全体で進んでいる少子高齢化は、美唄市においても同様に、あるいは都市部より早く進行しています。

このような人口の減少と少子高齢化による地域社会の変化、変貌は、「少しずつではありますが、着実に日々変化し、数年たつと地域の活動等大きな変化・影響」をもたらしています。ある時、気が付いたら、今まで近所の除雪をしていた方や町内会活動、地域活動をしていた方が、高齢により手伝いが出来なくなっていたり、病院や施設に入ったり、子供と一緒に住むため他所のまちに行ってしまうっており、町内会で何かしようと思っても、やってくれる方がいなくなっていた、というような事も珍しくはなくなっているのではないのでしょうか。

また、隣近所との関係が希薄になってきており、個人の文化や価値感が優先され、地域社会の内発力や包括力・包容力が減退して、ほどよい依存や協同が生まれにくいバランスを欠いた地域社会に変化してきているように感じられます。

私たちは、小さいころから、ご飯を食べるときは「いただきます」「ごちそう様でした」、家を出て帰ってきたときは「行ってきます」「ただいま」、と言うことを躰けられたように、人と会ったら「挨拶」をするよう言われ育ってきました。

しかし今の子供たちは、知らない人には挨拶をしないように言われており、私たち大人も、同じ地域に住む方と分っていても、挨拶を交わすのが少なくなっているのではないのでしょうか。

地域では、様々な課題を抱えていますが、その課題に対処する万能薬は、日本全国どこを探しても見つかりません。しかし、第一歩として何に取り組んだらいいか迷った時は、今回の市民意識調査の中でぴったりの事を書いてくださった方がおられましたので紹介いたします。「問 12. あなたが暮らしている地域（町内会など）で誰もが安心して生活するために、あなた自身ができることは何だと思いませんか」との問いに対する自由記述で「地域の方と会った時など（笑顔）、現状の話を聞くことぐらい」との回答がありました。

簡単な事と思われるかもしれませんが、きっと笑顔で挨拶をお互いにかわせるようになると、他の話も出来る様になり、情報交換や地域の出来事など少しずつ話ができる人の輪が広がり、お互いの事もわかるようになると思います。今でも町内会長さんや民生委員の方などは、地域の方々に挨拶されていると思いますが、役職や地域での活動に関係なく、みんなが笑顔で挨拶し、時間があるときは何か一言話しかけたり、かけられたりすることによって、個人同士の緩やかなつながりができ、地域の包容力に力をつけていく事が出来るのではないのでしょうか。

(2) 市の取り組み事業について

誰もが安心安全に暮らせる地域づくりには、地域住民の自助と、行政による公助との「協働」により実現されるものです。「美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議」において、市の取り組み事業の抽出、取り組み内容の確認、課題を整理し、「市民ささえあい推進委員会」で事業及びその内容に対する評価、課題に対して検討を行いました。

①地域課題別の主な実施事業、評価・課題について

(ア) いつまでも健やかに暮らせるまちづくり（健康）について

65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防教室」「訪問指導」を実施しているほか、「知力・体力アップ教室」の対象年齢と内容を見直し、60歳以上を対象とした「健康づくり入門講座」を新たに開始し、少子高齢化が進む中、地域活動の中心となる世代への健康づくりを進めることによって、地域づくりの推進を図っています。

今後とも拡大するニーズに対する取り組みとして、地域での自主開催推進のためのリーダー育成や、老人クラブなどの地域活動団体との協力など、公助から共助へ、共助から自助へと事業の段階的ステップアップによって、より多くの地域住民の参加へと広げていくことが必要であると考えます。

(イ) 楽しく働くことができるまちづくり（雇用・産業）について

地域で若者に定着してもらうためには、雇用の場がなければなりません。企業誘致や新産業振興等を進めることも大切ですが、新たな雇用機会が創出されるのであれば、既存の地域産業の振興や起業家の育成による事業化など、機会をとらえ、様々な可能

性を模索し、推進していく事が必要と思われます。

(ウ) 快適な暮らしができるまちづくり（環境・住宅・除雪）について

平成24年度より、空き家調査を実施し、危険廃屋については所有者に適正管理を依頼する「空き家対策事業」を実施していますが、所有者の不在や連絡先不明等、連絡できる所有者等が少なく、また強制もできず、危険廃屋の整理が進まない事例も多いため、法制化や先進事例の研究等により、今後さらに取り組みを進めていく必要があります。

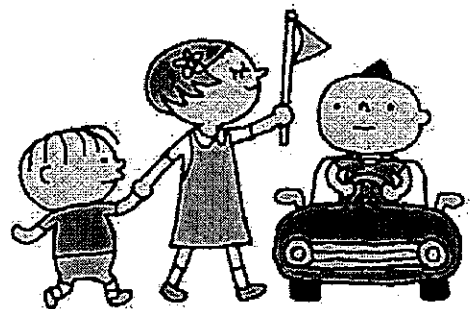
(エ) 安心して生活を営むことが出来るまちづくり（防犯・防災）について

美唄市消費生活センターを設置し、消費者被害を防ぐため相談員による消費者相談などを実施していますが、悪質・巧妙化する犯罪の相談を受ける相談員も幅広い知識等が求められており、関係機関との連携や、講習、研修などの受講により、専門的知識や情報収集力を今後さらに身に付ける必要かあると考えます。

(オ) 快適安全に移動できるまちづくり（交通）について

通院や買い物など日常生活の中で公共交通機関の利用を必要とする方々がいる一方、人口減や自家用車の普及による公共交通機関の利用減少から、継続的な市民バスの運行を確保するためにも、運行収益の改善は欠かせない課題となっています。

スクールバスとの混乗、バスの小型化、自由乗降区間の見直し、循環運行、乗合タクシーへの切替など効率的な運営と市民ニーズを踏まえた柔軟な対応を今後とも継続し、「市民の足」が確保されるような取り組みが必要であると考えます。



(カ) 誰もが共通の情報を持ち住民参加できるまちづくり（情報・住民参加）について

市広報紙やホームページの活用により、市政情報の提供やお知らせ、市内の出来事などの情報発信を行っているほか、広報紙を見る機会のない方や若者への情報提供の

機会を拡大するため、新たに市公式 Facebook（フェイスブック）を開設し、各世代に偏ることが無いように情報の共有化を図っています。

情報提供の方法については、広報紙やインターネットによる情報発信も必要ですが、地域住民個人個人が必要とする情報交換、提供の場として、地域懇談会や地域応援チームの活動など、お互いに顔が見える対話の場の確保を継続し、市民がおかれている様々な状況・環境でも、色々な手段・方法で情報に触れる機会を確保していく事が必要と考えます。

②総括～「地域力」の向上について～

地域の課題として28項目、市の主な取り組み事業として47事業が前期計画に掲載されていましたが、策定時から5年経過した現在も、一部の事業内容に変更があったものの、すべての事業が継続して実施されているほか、地域の課題解決に寄与する9つの新規事業等も追加で掲載いたしました。

このうち、保健福祉関係においては、これまで、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)の6つの重点項目の中の「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に向け、「びばいっこすくすくプラン(H22～26年)」、「美唄市障がい者プラン(H24～26年)」、「美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H24～26年)」等の推進により各種事業に取り組んできています。

市実施事業中、60歳以上を対象とした健康づくり入門講座や循環運行、乗合タクシー、フェイスブックの開設など、予算的に制約のあるなかで、工夫を凝らし、また地域住民と協働し、あるいは支援を受けながら事業展開を進め、事業内容の充実を肌で感じている事業もあると思いますが、今後とも、多様化する地域課題を解決するため、住民個人同士、町内会、事業者、団体、市等地域を構成する様々な主体が力を合わせ、連携・協働することによって地域力を高め、それぞれが主体となって地域課題の解決に向け取り組んでいく事が必要であると考えます。

(3) 第2期計画をふりかえって～地域社会の絆「ささえあい」の再認識～

何気なく暮らし、毎日が過ごせているということ幸せな事とを感じる感覚は、東日本大震災があってから、私たちも強く意識するようになってきたのではないのでしょうか。

近年全国で多発している風水害や地震の犠牲者の多くが高齢者で、こうした状況を解決するためには、地域でのささえあいが重要であり、その基本となるのは地域での見守り活動が重要であると考えられるようになってきました。大規模災害の発生時は、行政機関も被災し、建物の倒壊で道も塞がるなど、すぐには行政主導の救助活動が出来ません。阪神淡路大震災では、瓦礫に埋まった人々を助け出したのは、8割近くがご近所の方々だという話もありますが、日頃からのご近所付き合いにより、「あのおじいさんは、この時間帯ならここにいる」、或いは「おばあさんは、あの辺」というようにご近所の方が家の間取りを思い出し、居たであろう場所を特定し、みんなでその場所の瓦礫をよけて搜索されました。日頃からのご近所付き合いがないとこうした力はなかなか発揮されません。

また近年、単身高齢者や高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増加してきています。

このような現在の地域社会にあって、地域力を高め、多様化する地域課題に対応していくためには、「情報の共有化」や「人材の育成」も必要ですが、まずは「ささえあい」の気持ちを多くの住民が共有し、地域の絆を育むことから始めなければならないのではないのでしょうか。

若い体力のある方や除雪機械を持っている方が、冬の高齢者の除雪を一部手伝い、また高齢者は、知識や技術などを若者に伝えるなど、お互いに持ちつ持たれつの関係でささえあえること、このような関係になり、それが地域に広がっていく事によって、地域に愛着を持った人材の育成も進められ、情報の共有化も地域が必要としている情報のやり取りが円滑に進むようになると思われます。

しかし、希薄化した地域社会にあって、ささえあいを進めるためにはどうしたら良いのでしょうか。地域懇談会である会長さんは「町内で孤立している高齢者の方とのきっかけを作るため、ゴミ収集日でその高齢者と会える時間に、たまたま偶然会ったようにごみ捨てをし、挨拶を交わしていくうちに、その高齢の方といろいろな話が出来るようになった」と紹介してくれました。また、市民意識調査では、地域の方に会った時「笑顔

で挨拶し、時間があれば、天気の話でも、体調の話でも何でもよいので話しかける」との記載をしていただいた方もおられましたが、まず大切なのは、会った時にどちらからでもよいので、笑顔で挨拶ができる人間関係を作ることではないでしょうか。

そして、そのような地域環境を作るために行う地域活動として、美唄市福祉のまちづくり事業補助金などを活用していただければと考えます。

なお、地域福祉計画の認知度は、前回調査時より低くなっており、周知機会が少なかったことや、各種会議等での広報活動を行ってこなかったことが、反省点としてあげられます。

しかし、この地域福祉計画策定の趣旨である「市民、事業者、市が役割を持ち、自らできることに対して協力をしていただく」という考え方については、8割以上の方が必要と感じており、前回同様に高い回答であることから、これまでの取り組みを通じ、趣旨については市民の多くの方々に定着してきていると考えられます。



中村老人クラブの貯筋体操風景

第2章 これからの計画推進にあたって

1. 計画策定の基本

(1) 計画の基本的な考え方

第3期計画は第2期計画の考え方を基本とし、これまでの活動並びに推進の方法などの検証結果をもとに、より具体的な地域福祉活動により市民、事業者、行政との協働による福祉のまちづくりを目指します。

【市民主体の計画】

地域福祉は、その特性を活かし、創意工夫のもとで創り続けていくことが大切です。

そうした地域福祉を創造していく主体は市民自身です。ささえあい推進委員会や地域懇談会での意見に、市民意識調査や行政の事業評価などの検証を加え、市民が主体となって、その力が生かせる計画として策定しました。

【市民本位の計画】

地域での生活課題を解決するための方策は、その地域で生活する住民のニーズに沿ったものでなければなりません。

地域の自立に向け、それぞれの役割について市民との懇談会などにより、地域福祉の大切さを理解していただき、地域の力が更に向上し、市民自らがささえあえるまちづくりができるよう、支援するための計画として策定しました。

【協働による計画】

地域福祉を創り、推進していくためには、さまざまな人々や機関、団体と協働して取り組むことが大切です。

市民や関係団体などとの連携した取り組みは欠かせないものであることから、これからも協働による地域福祉を推進することとして策定しました。

【地域生活に基づく計画】

地域社会は、生活上のさまざまな課題が発生する場であると同時に、そうした課題の緩和・解決を図っていく場でもあります。

第2期計画での課題とともに、これまでの地域懇談会などで出された生活課題について、市民の皆さんとともに解決に向けて進めることができる計画として策定しました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、第6期美唄市総合計画「びばい未来交響プラン」における、福祉のまちづくりを進めるための中間計画として位置付けます。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン、次世代育成支援美唄市行動計画などに基づく施策を、地域において総合的に推進するため、各計画と理念や目標を共有し、整合性と連携を図りながら推進していきます。

(3) 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年計画とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

(4) 計画策定の体制

【推進委員会】

市内6カ所で「地域懇談会」を開催し、地域の現状についての認識を深め、市民意識調査結果と市の取り組み事業について、推進委員会の視点から見た評価を行いました。

【庁内推進会議】

市の関係所管課で構成する「庁内推進会議」を設置し、地域福祉分野にかかる市の取り組み事業について、自己評価を行うなど、連携を図りながら推進してきました。

【社会福祉協議会】

市民の地域福祉に係る意識の変化を調べるため、市と社会福祉協議会が合同で、「市民意識調査」、「地域懇談会」を実施するなど連携を図りながら推進してきました。

2. 計画の展望と進捗管理

第2期計画での基本的な理念と、計画が目指す目標については、第3期計画においても引き継ぐこととし、今後とも地域住民がお互いにささえあい、つながりをいつまでも大切に、安心して地域生活ができるように支援するための基本理念、目標の設定を行います。

(1) 基本理念

この計画は、「すべての市民が、住みなれた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成」を目指すことを基本的な理念とします。

そのため市民一人ひとりの自立への努力と、地域住民のささえあい、行政の施策が相互に連携を図り、住民の地域生活の自立を支援する仕組みを創っていきます。

(2) 計画の目標

計画の基本理念を実現するために、4つの目標を掲げて取り組みます。

①ともに生きる社会づくり

私たちは、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指します。

②住民自治・住民主体のまちづくり

私たちは、自らのまちを自ら良くしていこうという気概を持って、地域でのさまざまな活動に積極的に参加し、その地域の特性を活かした活動の輪を広げ、これまで培ってきた住民同士が、ともにささえあう福祉文化を育み、住民主体のまちづくりを目指します。

③ささえあう地域社会

私たちは、身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、保健・福祉サービスを総合的に提供する体制を確立するとともに、市民のささえあい意識を高め、相互にささえあう地域社会を目指します。

④市民と行政の協働

私たちは、この計画の理念を実現するため、市民、事業者、社会福祉協議会等の団体、市などの公共機関それぞれが役割を分担し、協働しながら、福祉のまちづくりをめざします。

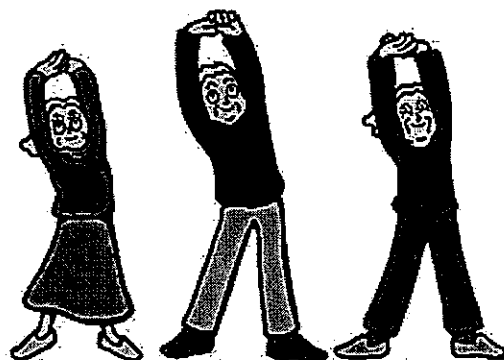
(3) まちづくりの柱と地域での課題

～地域社会の絆「ささえあい」と「人材育成」の視点～

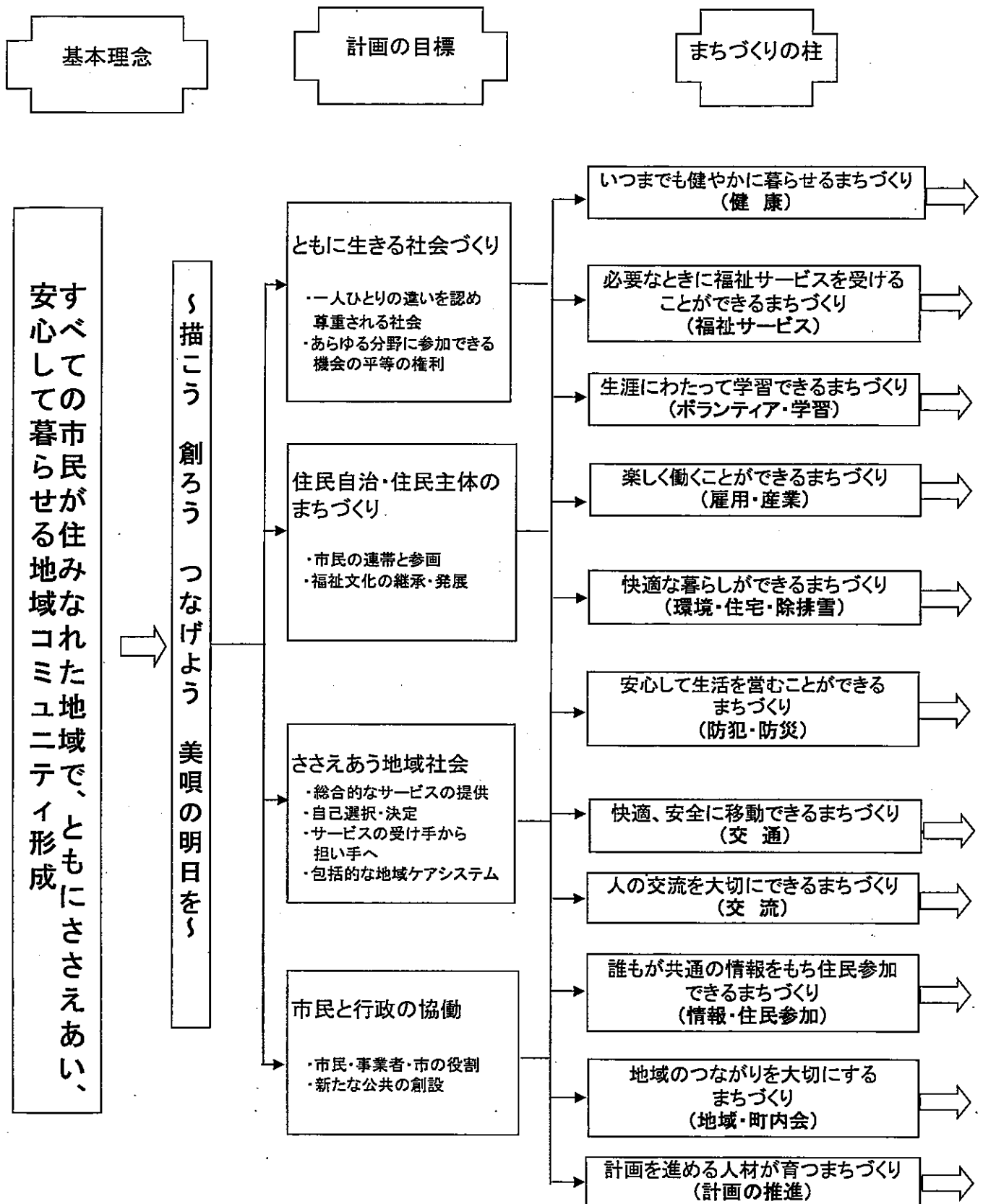
前期計画で掲げたまちづくりの柱及び地域での課題については、国や市の財政状況や社会情勢の変化に伴う現状の変化はあるものの、項目としては、第3期計画でもすべて必要であるとして、項目名及び内容など現状に合わせた修正を一部行ったうえで、継続するものとします。(体系図：26～27 ページ)

なお、目指すまちづくりに向けて、どの分野においても、地域社会の絆「ささえあい」と「人材育成」の視点をもって捉えることが重要であり、地域福祉の担い手がそれぞれの立場で、取り組みを行うことが必要です。

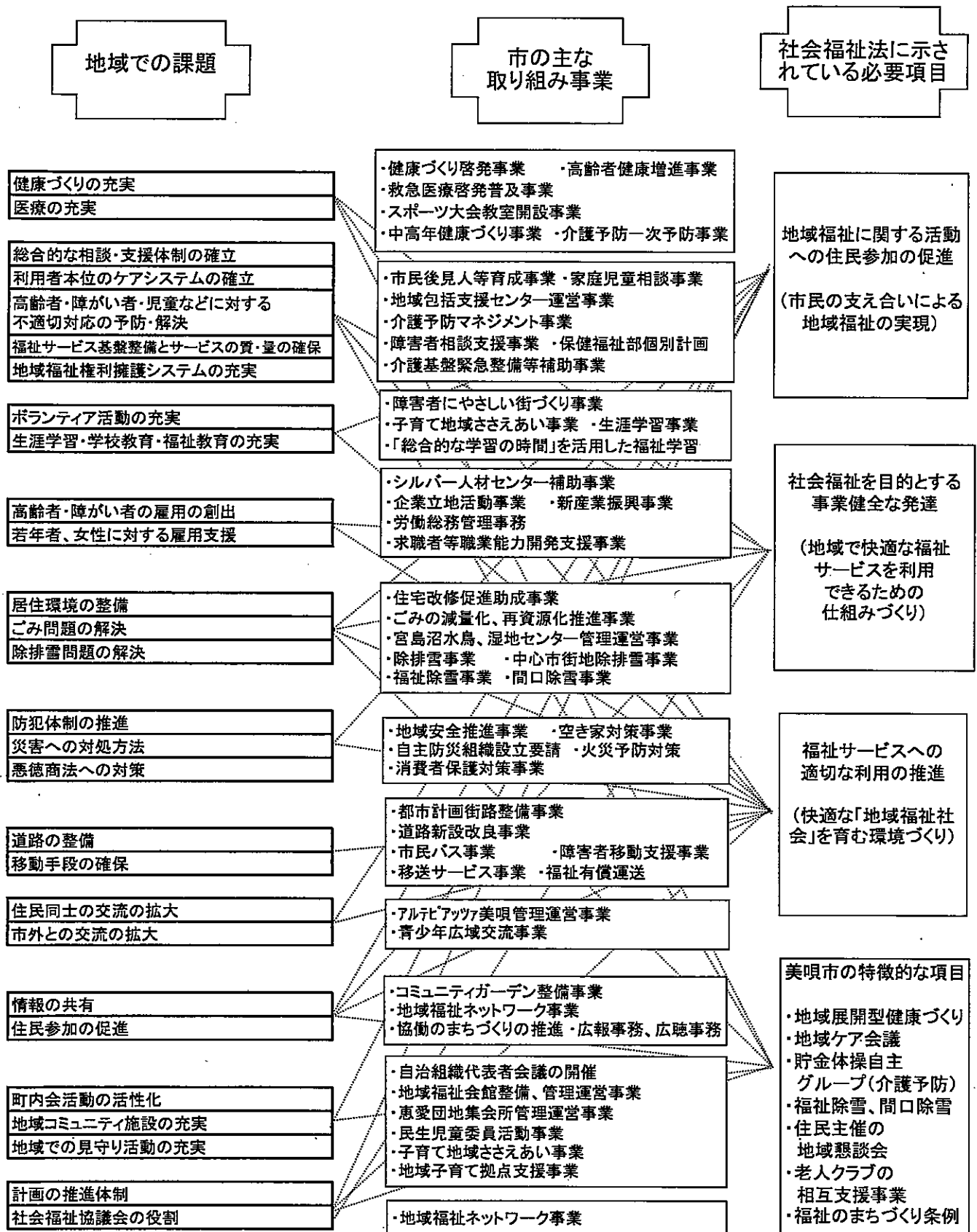
28 ページ以降、目指すまちづくりに向けて、市の取り組み事業について掲げていきますが、市民の皆さん一人ひとりも、自らできることは何かを考え、そして、行動することが求められています。



美 唄 市 地 域 福 祉 計 画



「美唄ささえあい・つながりプラン」体系図



①いつまでも健やかに暮らせるまちづくり（健康）

1)健康づくりの充実

2)医療の充実

- ・市民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという健康に関する意識を高めてもらうため、日常生活のさまざまな場面で健康の保持及び増進を図る取り組みを支援することが必要です。
- ・高齢化が進み、地域での高齢化率が高まる中、高齢者が生きがいを持ち、地域で生活し続けることが出来る活動を地域で取り組むことも必要です。

※以下●は、市で取り組む事業です。

●健康づくり啓発事業、中高年健康づくり事業、
高齢者健康増進事業 : 健康推進課

●スポーツ大会教室開設事業 : 教育委員会生涯学習課

●介護予防一次予防事業 : 高齢福祉課

- ・安定した救急医療体制の確保は住民の生命にかかわる重要な課題であり、地域医療の充実を引き続き図る必要があります。

●救急医療啓発普及事業 : 健康推進課

②必要なときに福祉サービスを受けることができるまちづくり (福祉サービス)

1)総合的な相談支援体制の確立

2)利用者本位のケアシステムの確立

3)高齢者、障がい者、児童などに対する不適切対応の予防・解決

4)福祉サービスの基盤整備とサービスの質と量の確保

5)地域福祉権利擁護システムの充実

- ・福祉サービスを必要とする人が、必要なときに相談でき、自ら希望するサービスが適切に提供されるよう、総合的な相談支援体制の確立を進めるとともに、既存の各相談窓口についても周知をすることが必要です。

●地域包括支援センター運営事業、
介護予防マネジメント事業 : 高齢福祉課

●障害者相談支援事業 : 地域福祉課

●家庭児童相談事業 : こども未来課

- ・保健福祉分野における各計画の目標値に応じたサービス基盤の整備と、サービスの質と量の確保が求められます。

●対応する計画・事業

障がい者プラン : 地域福祉課

次世代育成支援美唄行動計画 : こども未来課

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、

介護基盤緊急整備等補助事業 : 高齢福祉課

健康日本21美唄市計画 : 健康推進課

- ・福祉サービスを利用する人の権利を擁護する成年後見制度(注10)や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)(注11)の充実が求められているほか、利用者からの苦情処理を解決するシステムも必要です。

●障害者相談支援事業 : 地域福祉課

●地域包括支援センター運営事業、
市民後見人等育成事業 : 高齢福祉課

③生涯にわたって学習できるまちづくり(ボランティア・学習)

1)ボランティア活動の充実

2)生涯学習・学校教育・福祉教育の充実

- ・家庭や地域でのふれあいを大切に、家庭や地域を担う構成員の一人としての自覚や地域への愛着の育成には、家庭での親子の会話や地域住民との触れ合いなども大切です。
- ・自分にできる「ささえあい」は何かを考え、できることから行動に移すことが大切です。
- ・ボランティア講座の開催など、誰もが地域福祉の担い手となるための環境づくり、きっかけ作りを進めることが必要です。

●障害者にやさしい街づくり事業 : 地域福祉課

●子育て地域ささえあい事業 : こども未来課

●「総合的な学習の時間」を活用した福祉学習
: 学務課

●生涯学習事業 : 生涯学習課

④楽しく働くことができるまちづくり(雇用・産業)

1)高齢者・障がい者の雇用の創出

2)若年者、女性に対する雇用支援

- ・高齢者や障がい者が持てる能力を発揮し、社会の構成員として役割を担うことは大切です。

●シルバー人材センター補助事業 : 高齢福祉課

●企業立地活動事業、新産業振興事業 : 産業振興課

●労働総務管理事務 : 商工観光課

- ・若年者や女性をはじめとして、全ての年代において雇用環境は厳しい状況が続いています。女性の仕事と家庭（育児・介護）との両立を図るための雇用環境の整備など、さまざまな雇用支援制度の充実が望まれます。

●企業立地活動事業、新産業振興事業 : 産業振興課

●求職者等職業能力開発支援事業 : 商工観光課

⑤快適な暮らしができるまちづくり（環境・住宅・除排雪）

1) 居住環境の整備

2) ごみ問題の解決

3) 除排雪問題の解決

- ・年齢や障がいの有無にかかわらず利用可能なユニバーサルデザインの居住環境の整備充実が求められています。

●住宅改修促進助成事業 : 建築住宅課

- ・ごみの減量化とリサイクルは、環境への負荷を小さくするとともに、資源に限りがあるなかで持続可能な生活を続けていくためにも大切なことです。また、ごみのポイ捨てやペットの排泄物など地域環境に対する住民一人ひとりのマナーやモラルの向上が求められます。

●宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業、

ごみの減量化・再資源化推進事業 : 生活環境課

- ・除排雪の問題は、冬期間における市民生活や経済活動、交通などの課題となっており、特に高齢者や障がい者等にとって地域で生活を維持していくうえで大きな障害となっています。

●除排雪事業、中心市街地除排雪事業 : 都市整備課

●福祉除雪事業、間口除雪事業 : 高齢福祉課

⑥安心して生活を営むことができるまちづくり（防犯・防災）

1) 防犯体制の推進

2) 災害への対処方策

3) 悪徳商法への対策

- ・防犯・防災などの市民生活の安心、安全を確保するためには、日頃からの地域住民相互の協力と市や関係機関との連携が大切です。

●地域安全推進事業 : 生活環境課

- ・防災訓練など災害発生時の手順や行動を訓練し、防災意識を日頃から高めていることが大切です。

●自主防災組織設立要請 : 総務課

●空き家対策事業 : 危機管理対策室

- ・住宅火災から命を守るためには、防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置促進が大切です。 ●火災予防対策 : 消防本部
- ・高齢者や障がい者をはじめ、市民全員が振り込め詐欺や悪質な訪問販売に遭わないよう、地域社会で情報を共有し、不安な場合は相談し、犯罪を未然に防ぐ対策が必要です。 ●消費者保護対策事業 : 生活環境課

⑦快適、安全に移動できるまちづくり（交通）

1)道路の整備

2)移動手段の確保

- ・歩行者の安全確保のための歩道整備や段差解消等のため、道路環境の整備などが求められています。 ●都市計画街路整備事業、
道路新設改良事業 : 都市整備課
- ・高齢化社会を迎え、通院や買い物などに利用する市民・民間バスなどの公共交通機関の維持・充実が求められています。
●市民バス事業 : 生活環境課
●移送サービス事業 : 高齢福祉課
●障害者移動支援事業、福祉有償運送 : 地域福祉課

⑧人との交流を大切にできるまちづくり（交流）

1)住民同士の交流の拡大

2)市外との交流の拡大

- ・世代間交流など市民が様々な世代や地域をとおして交流し、情報交換することにより生活の充実感を得ることが大切です。また、そうした取り組みを行う人たちを支援する体制づくりも必要です。
- ・交流拠点施設「ゆ〜りん館」や宮島沼、アルテピアッツァ美唄などの地域資源を最大限に利用し、市の内外に広く交流の輪を広げることが大切です。
●アルテピアッツァ美唄管理運営事業、
青少年広域交流事業 : 生涯学習課

⑨誰もが共通の情報をもち住民参加できるまちづくり（情報・住民参加）

1)情報の共有

2)住民参加の促進

- ・市民や事業者、市が情報の共有化を図り、協働による福祉のまちづくりを推進することが大切です。
- ・市の情報発信について、広報紙やホームページ、Facebookなど、新たな情報発信手段を取り入れつつ、情報の受け手の立場にたった情報発信を進めていく事が必要です。
●広報事務、広聴事務：企画課
- ・地域における必要な情報は、地域の力で伝達することも求められています。
- ・住民が、地域の課題に対して、自分たちの共通課題であると認識し、解決に取り組むことにより、地域の構成員としての地域への愛着が向上します。地域住民自ら取り組む事業に対しての支援の充実を図ることが必要です。

●地域福祉ネットワーク事業：地域福祉課

●コミュニティガーデン整備事業：都市整備課

- ・市のさまざまな計画の策定に市民が参加できるしくみが整えられてきています。今後も継続した取り組みが求められます。

●協働のまちづくりの推進：企画課

⑩地域のつながりを大切にできるまちづくり（地域・町内会）

1)町内会活動の活性化

2)地域コミュニティ施設の充実

3)地域での見守り活動の充実

- ・町内会などの自治組織や、老人クラブ、地域ボランティアグループは、地域コミュニティ活動の核となる重要な主体ですが、高齢化や地域でのつながり意識の希薄化により活動がうまく機能していない地域もあります。

日頃からの声かけや様々な年代の方が参加できる行事の開催など、地域の世代間交流を促進する取り組みが必要です。

●地域子育て拠点支援事業：こども未来課

●自治組織代表者会議の開催：企画課

- ・地域福祉会館や町内会館など、地域に根差した施設を活用し、自治組織や老人クラブや各種活動を行っている趣味の会などの活動を促進し、また、会同士との横の交流を広げることによって新たな地域活動へ広げていくような取り組みが求められています。

●地域福祉会館管理運営事業、

恵愛団地集会所管理運営事業 : 地域福祉課

- ・地域で生活する高齢者や障がい者、子どもなどの見守り、声掛けは、町内会の役員や民生児童委員だけの仕事ではなく、近所の住民や、近親者、友人知人など、様々な関わりを持つ人たちの複層的な見守り等による「ささえあい」が大切です。

●民生児童委員活動事業 : 地域福祉課

●子育て地域ささえあい事業 : こども未来課

⑪計画を進める人材が育つまちづくり（計画の推進）

1) 地域福祉計画の推進体制

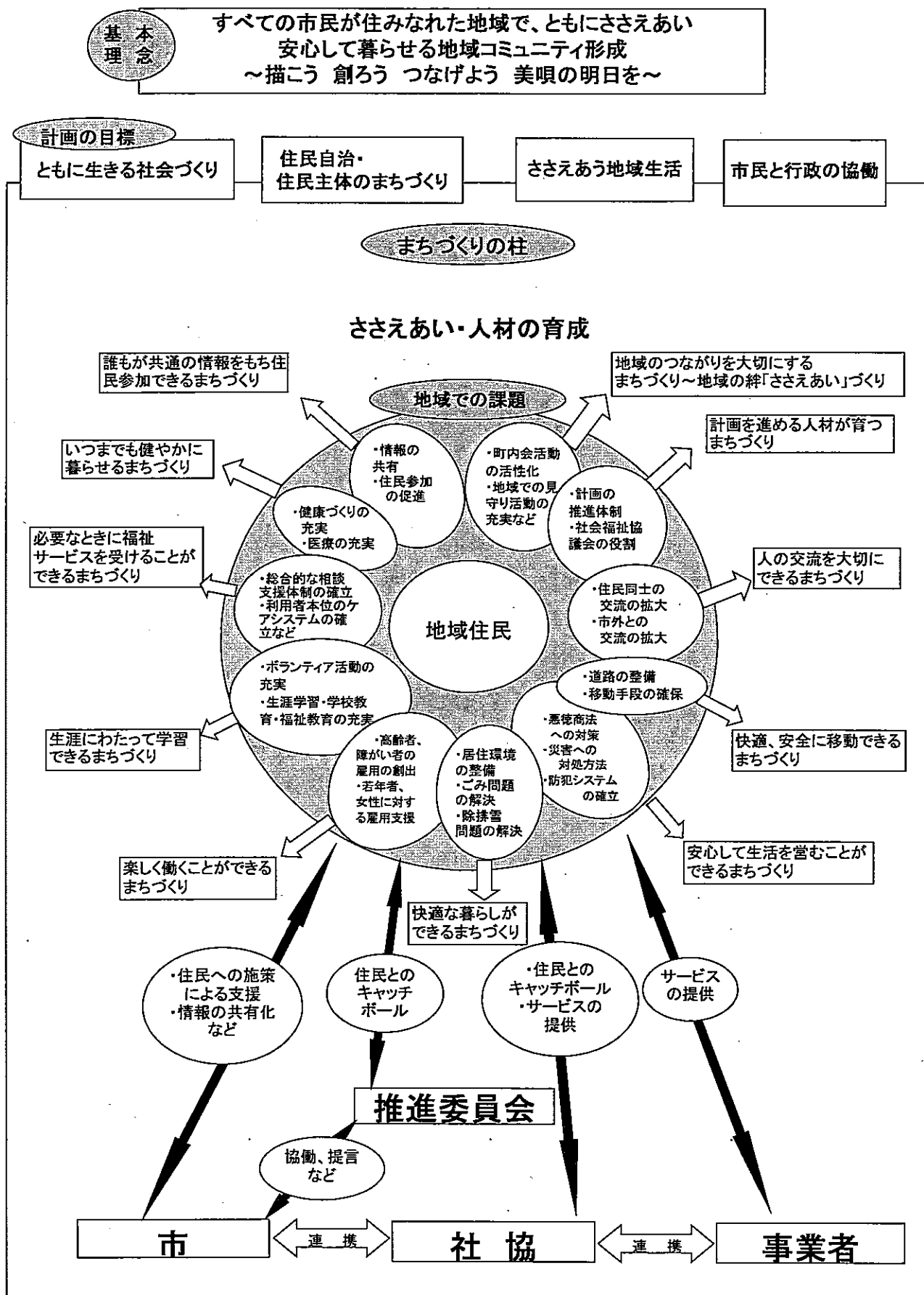
2) 市や社会福祉協議会の役割

- ・市民で組織する「市民ささえあい推進委員会」を中心とし、個人も含め、町内会やボランティア団体としての市民が主体的に計画を推進します。
- ・市の関係所管課による庁内推進会議を設置し、市役所内での連携を図りながら、市民や事業者などと協働して計画を推進します。

●地域福祉ネットワーク事業 : 地域福祉課

- ・社会福祉協議会は、地域住民が抱えている福祉問題を明らかにし、それを解決するため、民間活動の自主的な行動計画である「地域福祉実践計画」を策定し、推進する役割があります。

地域福祉計画「美唄ささえあい・つながりプラン」体系図(イメージ図)



（４）計画の進捗管理

地域福祉のめざすものは、誰もが安心して暮らせる地域を創ることであり、その実現に向けて、住民や自治組織みずからが活動すること、事業者やボランティア団体等と協働すること、そして公的な部分を市がしっかり受け持ち実施する事が必要です。

しかし、地域における生活課題や、その解決方法は地域によって様々です。

まずは、自分たちが住んでいる地域についての課題が、地域住民の共通認識として意識されることが重要です。

この第３期計画を策定するにあたり、社会福祉協議会と共同で実施した地域懇談会において、参加された方に地域での課題をそれぞれ話していただきましたが、話題の一つに、「見守りが必要な高齢者等の名簿」について、ある町内会では行政に情報提供を依頼され、一方、別の町内会では町内会独自で名簿を整備している話をされるなど、その場で手法の違いが明らかになった例もあり、近隣の町内会同士の情報交換が少ない実態があることもわかりました。

今回開催した地域懇談会もその一歩ですが、地域課題の認識と、その解決のプロセスを通して「地域力」を高めていくことが必要であると考えます。

そのためには、一市民としてのささえあい推進委員会委員をはじめ、地域福祉推進大会や各種地域懇談会、市の地域応援チームの活動を通じた地域課題の認識や相互理解による連携など、今後とも、市民、地域、団体、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割の中で、地域住民と関わりながら様々な取り組みを推進していくことが必要です。

①計画の推進管理について

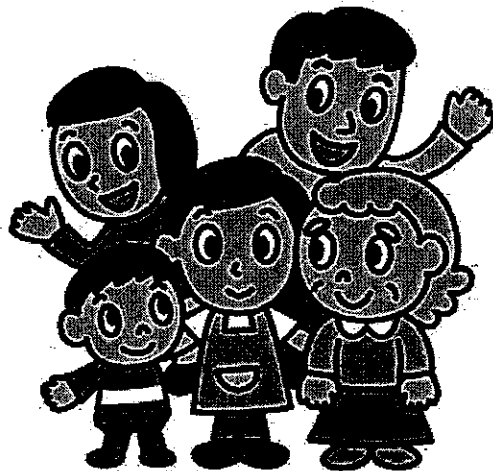
毎年市が実施している「美唄市まちづくり市民アンケート調査」結果や、びばい未来交響プランの事業進捗状況等の確認のほか、関係機関、団体等とのネットワークの構築や情報交換等を図り、進捗管理を行います。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン、次世代育成支援美唄市行動計画など、福祉分野で推進する各計画の理念や目標を総合的に共有し、整合性と連携を図りながら着実な計画の推進を図ります。

さらに様々な地域課題やニーズに対応できるよう、事業者やボランティア等の活動を支援し、地域社会の絆「ささえあい」活動の拡大に努めるとともに、地域人材の育成に努めます。

②計画の点検・評価

美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議及び市民ささえあい推進委員会に進捗状況を報告し、点検・評価を行うとともに、その会議で取り上げられた意見・課題等を踏まえ、福祉のまちづくり条例に基づき、市民、事業者、市の三者がそれぞれの特性を生かし、自助・共助・公助が相互に補完しながら、活力ある地域社会の実現をめざす仕組みづくりを進め、計画の着実な推進に努めます。



用語解説

注1 社会保障費

国や地方自治体が、社会保険・公衆衛生などの「社会保障」の分野に支出する費用のこと。

注2 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

① 生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの

② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

注3 特定健康診査

平成20年度から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者が、生活習慣病予防対策の一環として40歳から74歳の加入者を対象として実施している、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

注4 介護予防

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている（要支援・要介護）状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。

注5 メタボリックシンドローム

「内臓脂肪型肥満」を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

注6 障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障がい者（児）一人ひとりの能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会参加による社会生活を支援し、地域生活と就労を促進することを目的とした法律です。

注7 住民と市民

この計画における「住民」とは、美唄市の行政区域内で一定の地域で生活を営む人びとをいい「市民」とは、美唄市の行政区域内に通勤・通学をする人など社会生活において美唄市に関わる人を含めた人びとをいう。

注8 市と行政

この計画における「市」とは、行政機関としての「美唄市」をさし、「行政」とは、美唄市のほか、道や国も含む行政機関をいう。

注9 自助・共助・公助

災害を軽減するためには、「自助、共助、公助」が重要であると言われています。

「自助」とは自らの命は自分で守ること、「共助」とは隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」とは行政が、個人や地域の取組みを支援したり、「自助・共助」では解決できない大括りの仕事を言います。

この計画では、災害に限らず「市民、地域や事業者、市が、役割を持ち自らできる事に対して自発的な協力をしていく」という考え方。

注10 成年後見制度

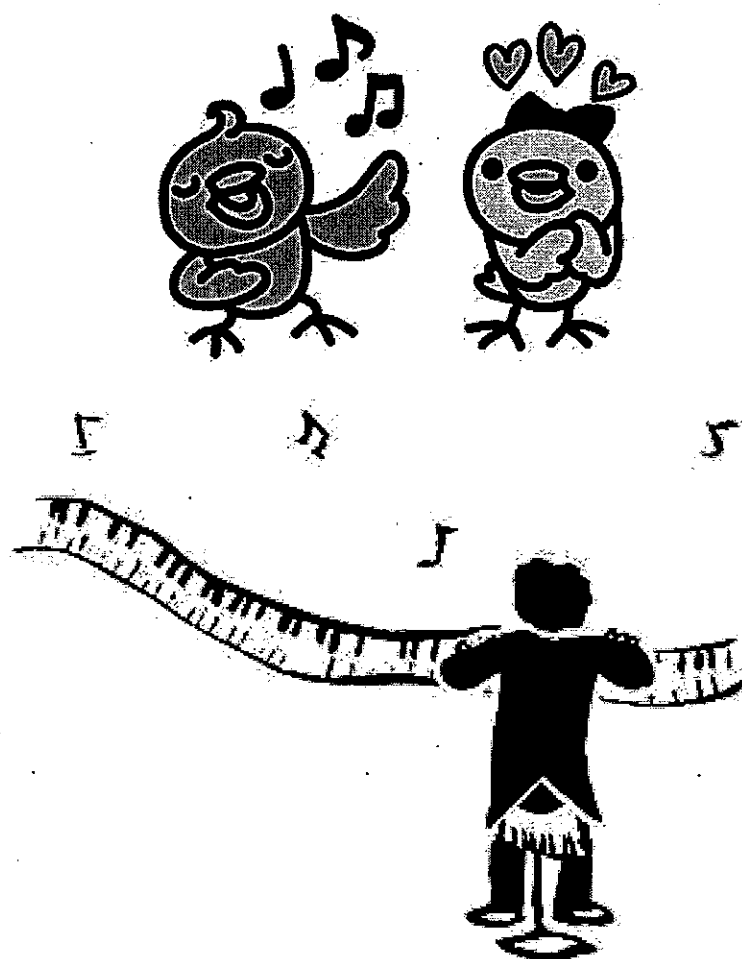
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「補佐」「補助」から成る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

注11 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

高齢や障がいにより判断能力に支障がある人に対して、福祉サービスを利用する上での情報提供や助言、生活費管理、重要な書類の預かり等地域で安心して生活できるよう支援するサービス。

資 料

1. 計画策定の経過
2. 地域福祉の推進に関する意識調査
3. 地域課題に対する市の事業実施状況（平成21年度～平成25年度）
4. 市民ささえあい推進委員会名簿
5. 市民ささえあい推進委員会運営要綱
6. 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱
7. 美唄市福祉のまちづくり条例



「第3期 美唄市地域福祉計画」策定に係る経過

年月日	実施機関	内 容
平成24年12月18日	市民ささえあい推進委員会	・ 前回策定時の計画策定スケジュール説明
平成25年3月21日	市民ささえあい推進委員会役員	・ 市民意識調査、計画策定スケジュール打合せ (ささえあい役員・市事務局)
平成25年3月25日	市民ささえあい推進委員会	・ 地域福祉計画策定に係る市民意識調査の実施について ・ 第3期計画策定に係るスケジュールについて
平成25年7月26日	美唄市 美唄市社会福祉協議会	事務局協議 ・ 地域福祉計画（市）、地域実践計画（社協）進捗状況 ・ 今後の計画策定に係る打合せ
平成25年7月31日	美唄市 美唄市社会福祉協議会	事務局協議 ・ 地域懇談会実施に係る打合せ ・ 市実施事業の社協への提供
平成25年8月1日	美唄市	・ 庁内検討会議開催
平成25年8月9日	美唄市 美唄市社会福祉協議会	事務局、役員協議 ・ 地域懇談会共同実施打合せ
平成25年8月19日	市民ささえあい推進委員会	・ 市民意識調査結果について ・ 前期計画の評価について ・ 地域懇談会の実施について
平成25年8月27日	地域懇談会 (市・社協)	・ 旧西美唄小学校区 ・ 東小学校区
平成25年8月29日	地域懇談会 (市・社協)	・ 南美唄小学校区 ・ 中央小学校区
平成25年9月3日	地域懇談会 (市・社協)	・ 茶志内小学校区 ・ 峰延小学校区
平成25年10月22日	市民ささえあい推進委員会	・ 地域懇談会の実施結果について ・ 第3期美唄市地域福祉計画(素案)骨子説明
平成25年11月19日	市民ささえあい推進委員会	第3期美唄市地域福祉計画(素案)について ・ 内容等協議
平成26年1月 日	市	計画策定に係る市民への意見募集(パブリックコメント実施)
平成26年2月 日	市民ささえあい推進委員会	第3期美唄市地域福祉計画について ・ パブコメ意見等に対する協議
平成25年3月 日	市民ささえあい推進委員会	第3期美唄市地域福祉計画 について

地域福祉の推進に関する意識調査（1487発送／回答数573件）

問1. 性別

1. 男性	256	44.7%
2. 女性	298	52.0%
無回答	19	3.3%
合計	573	

問2. 年齢

1. 20歳代	28	4.9%
2. 30歳代	55	9.6%
3. 40歳代	58	10.1%
4. 50歳代	72	12.6%
5. 60～64歳代	87	15.2%
6. 65～69歳代	72	12.6%
7. 70～74歳代	74	12.9%
8. 75歳以上	123	21.5%
無回答	4	0.7%
合計	573	

問3. 職業

1. 常勤の従業者	78	13.6%
2. パートタイム・非常勤の従業者	67	11.7%
3. 自営業	57	9.9%
4. 学生	1	0.2%
5. 無職・家事専業	302	52.7%
6. フリーター	5	0.9%
7. 公務員・団体職員	36	6.3%
8. その他	20	3.5%
無回答	7	1.2%
合計	573	

問4. 家族構成

1. 一人暮らし	87	15.2%
2. 夫婦のみ	207	36.1%
3. 夫婦と未婚の子の世帯	132	23.0%
4. 親・子・夫婦の二世帯同居	43	7.5%
5. 三世代以上同居世帯	40	7.0%
6. 母子（父子）世帯	39	6.8%
7. その他の世帯	20	3.5%
無回答	5	0.9%
合計	573	

問5. 居住地区

1. 西南地区	68	11.9%
2. 西北地区	75	13.1%
3. 東南地区（共練町含む）	108	18.8%
4. 東北地区	109	19.0%
5. 南美根地区	51	8.9%
6. 東地区（東明・港合・盛の沢・我路）	29	5.1%
7. 茶志内・日東地区・中村区	21	3.7%
8. 沼の内・突已・北美根	6	1.0%
9. 西美根・上美根地区	17	3.0%
10. 進徳・開発・一心地区	36	6.3%
11. 光珠内地区	12	2.1%
12. 峰延・豊葦地区	34	5.9%
無回答	7	1.2%
合計	573	

問6. 居住年数

1. 1年未満	18	3.1%
2. 1年以上3年未満	43	7.5%
3. 3年以上5年未満	21	3.7%
4. 5年以上10年未満	45	7.9%
5. 10年以上20年未満	111	19.4%
6. 20年以上30年未満	120	20.9%
7. 30年以上	208	36.3%
無回答	7	1.2%
合計	573	

問7. 悩み・不安（複数回答）

1. 収入のこと	195	17.0%
2. 住宅や環境のこと	59	5.1%
3. 自分や家族の老後のこと	184	16.1%
4. 子育て・子どもの将来のこと	61	5.3%
5. 家族関係のこと	14	1.2%
6. 介護のこと	138	12.0%
7. 地域医療のこと	156	13.6%
8. 近隣住民との関係のこと	19	1.7%
9. 自分や家族の健康のこと	207	18.1%
10. その他	20	1.7%
無回答	93	8.1%
合計	1146	

問8. 相談や助けを必要とするときに誰に頼みますか。

1. 町内会の役員	12	2.1%
2. 民生委員児童委員	5	0.9%
3. 知人や友人	73	12.7%
4. 家族	352	61.4%
5. 近所の人	14	2.4%
6. 社会福祉協議会	19	3.3%
7. 行政（市役所）	57	9.9%
8. 医療機関	18	3.1%
9. その他	11	1.9%
無回答	12	2.1%
合計	573	

問9. ①地域（町内会など）の住みやすさ

1. たいへん住みやすい	99	17.3%
2. どちらかといえば住みやすい	343	59.9%
3. どちらかといえば住みにくい	107	18.7%
4. たいへん住みにくい	17	3.0%
無回答	7	1.2%
合計	573	

問9. 住みにくい理由（3.4回答者）

1. 買物など日常生活が不便	32	25.8%
2. 交通の利便性が悪い	32	25.8%
3. 隣近所と上手くいっていない	18	14.5%
4. 地域医療が整っていない	21	16.9%
5. 福祉サービスが不十分	1	0.8%
6. 就労の場が少ない	10	8.1%
7. その他	6	4.8%
無回答	4	3.2%
合計	124	

問10. ①地域（町内会など）の問題（複数回答）

1. 高齢者世帯への支援	188	16.4%
2. 障がい者世帯への支援	30	2.6%
3. 子どもの教育環境のこと	29	2.5%
4. 除雪のこと	318	27.7%
5. ゴミなど環境のこと	79	6.9%
6. 移動や交通のこと	101	8.8%
7. 地震や火事など災害	66	5.8%
8. 防犯のこと	30	2.6%
9. 医療のこと	165	14.4%
10. その他	13	1.1%
無回答	127	11.1%
合計	1146	

問10. ②上記の地域（町内会など）の問題に対して、自らが参加または行動を起こしたことがあるか

1. ある	172	30.0%
2. ない	352	61.4%
無回答	49	8.6%
合計	573	

地域福祉の推進に関する意識調査（1487発送／回答数573件）

問10 ③地域の問題の解決に必要なこと

1. 住民一人ひとりの意識を変える	94	16.4%
2. 行政が積極的に解決すべき	112	19.5%
3. それぞれの専門家を増員する	18	3.1%
4. 町内会等が積極的に係わる	50	8.7%
5. 行政と住民が協力し解決する	231	40.3%
6. その他	12	2.1%
無回答	56	9.8%
合計	573	

問11. 住民相互のささえあいや助けあいの必要性

1. とても必要だと思う	205	35.8%
2. ある程度必要だと思う	317	55.3%
3. あまり必要だとは思わない	31	5.4%
4. まったく必要だと思わない	1	0.2%
無回答	19	3.3%
合計	573	

問12. 地域問題解決のため自身ができること

1. 見守りや声かけ	285	49.7%
2. 環境を美化する活動	63	11.0%
3. 災害など緊急時の救助活動	63	11.0%
4. 外出などの付添いや手伝い	8	1.4%
5. 買い物の手伝い	10	1.7%
6. 家事や雪かきなどの手伝い	40	7.0%
6. 寄付や募金活動	10	1.7%
7. お年寄りの話し相手	27	4.7%
8. お弁当の配食	1	0.2%
9. その他	21	3.7%
無回答	45	7.9%
合計	573	

問13. 地域の活動・行事について関心の変化

1. 関心をもつようになった	122	21.3%
2. 関心がなくなった	71	12.4%
3. 特に変化はない	343	59.9%
無回答	37	6.5%
合計	573	

問14. 地域で参加したいと思う活動・行事（複数回答）

1. お祭りや盆踊り	128	11.2%
2. 運動会	16	1.4%
3. 清掃活動	227	19.8%
4. 世代間交流活動	73	6.4%
5. 子育て支援活動	33	2.9%
6. 子ども会活動への支援	25	2.2%
7. 女性部活動	27	2.4%
8. 老人クラブ活動	109	9.5%
9. 防犯活動	85	7.4%
10. 防災訓練などの活動	102	8.9%
11. その他	21	1.8%
無回答	300	26.2%
合計	1146	

問15. 地域の活動・行事の活性化に必要なこと

1. 住民が触れ合う機会を増やす	176	30.7%
2. 情報提供や意識啓発	103	18.0%
3. 地域で活動する団体の交流	44	7.7%
4. 住民の意見に基づく活動・行事	67	11.7%
5. 小学校と住民の交流を深める	30	5.2%
6. 町内会の連合組織を結成	46	8.0%
7. その他	21	3.7%
無回答	86	15.0%
合計	573	

問16 ①近所付き合い

1. 困ったときに助け合う付合い	98	17.1%
2. 仲の良い人とよく行き来している	63	11.0%
3. 会えば親しく話をする人がいる	143	25.0%
4. あいさつ程度がほとんど	229	40.0%
5. 付き合いをほとんどしていない	27	4.7%
無回答	13	2.3%
合計	573	

問16 ②近所づきあいをしていない理由（5回答者）

1. 留守が多く知り合う機会がない	10	37.0%
2. わずらわしいので避けている	2	7.4%
3. つい消極的になってしまう	1	3.7%
4. そもそも近所付き合いが無い地域だ	10	37.0%
5. その他	3	11.1%
無回答	1	3.7%
合計	27	

問16 ③過去5年間、近所の方にお世話になった事

1. ある	186	32.5%
2. ない	357	62.3%
無回答	30	5.2%
合計	573	

問16 ④お世話になった内容（1回答者・複数回答）

1. 話し相手	85	22.8%
2. 相談相手	55	14.8%
3. 買物や外出の付添い・手伝	12	3.2%
4. 子どもの預かりや見守り	7	1.9%
5. 高齢者などの見守り	18	4.8%
6. 家の修理や掃除、草刈など	38	10.2%
7. 看病や医者を呼ぶ等の手助け	13	3.5%
8. その他	63	16.9%
無回答	81	21.8%
合計	372	

問16 ⑤近所の方に手助けしてほしいこと（複数回答）

1. 話し相手	114	9.9%
2. 相談相手	83	7.2%
3. 買物や外出の付添い・手伝	20	1.7%
4. 子どもの預かりや見守り	27	2.4%
5. 高齢者などの見守り	119	10.4%
6. 家の修理や掃除、草刈など	87	7.6%
7. 看病や医者を呼ぶ等の手助け	136	11.9%
8. その他	30	2.6%
無回答	530	46.2%
合計	1146	

問17. 美唄市の「美唄市地域福祉計画」認知度

1. 知っている	62	10.8%
2. 知っているが内容はわからない	101	17.6%
3. 知らない	385	67.2%
無回答	25	4.4%
合計	573	

問18. 美唄市協の「地域福祉実践計画」認知度

1. 知っている	45	7.9%
2. 知っているが内容はわからない	97	16.9%
3. 知らない	402	70.2%
無回答	29	5.1%
合計	573	

問19. 市民、事業者、市が、役割を持ち自らできることに対して自発的な協力をしたいかどうかという考え方について

1. 必要だと思う	208	36.3%
2. どちらかというが必要だ	267	46.6%
3. どちらかというと必要ない	32	5.6%
4. 必要ない	15	2.6%
無回答	51	8.9%
合計	573	

地域福祉の推進に関する意識調査（1454発送／回答数625件）

問20①冬季間の除雪・排雪の状況－5年間の変化

1.良くなった	38	6.6%
2.どちらかと言うと良くなった	109	19.0%
3.どちらかと言うと悪くなった	76	13.3%
4.悪くなった	53	9.2%
5.変わらない	261	45.5%
無回答	36	6.3%
合計	573	

問20②ごみのポイ捨てや分別、ペットの糞の処理等－5年間の変化

1.良くなった	38	6.6%
2.どちらかと言うと良くなった	140	24.4%
3.どちらかと言うと悪くなった	81	14.1%
4.悪くなった	45	7.9%
5.変わらない	239	41.7%
無回答	30	5.2%
合計	573	

問20③地域の安全や子どもたちへの犯罪被害、交通事故防止等－5年間の変化

1.良くなった	40	7.0%
2.どちらかと言うと良くなった	124	21.6%
3.どちらかと言うと悪くなった	17	3.0%
4.悪くなった	7	1.2%
5.変わらない	331	57.8%
無回答	54	9.4%
合計	573	

問20④通院、買物などへの移動手段－5年間の変化

1.良くなった	24	4.2%
2.どちらかと言うと良くなった	62	10.8%
3.どちらかと言うと悪くなった	62	10.8%
4.悪くなった	59	10.3%
5.変わらない	317	55.3%
無回答	49	8.6%
合計	573	

問20⑤高齢者・障がい者への生活支援

1.良くなった	18	3.1%
2.どちらかと言うと良くなった	85	14.8%
3.どちらかと言うと悪くなった	21	3.7%
4.悪くなった	14	2.4%
5.変わらない	347	60.6%
無回答	88	15.4%
合計	573	

問20⑥子育て支援や地域と子どもたちとの交流

1.良くなった	13	2.3%
2.どちらかと言うと良くなった	60	10.5%
3.どちらかと言うと悪くなった	17	3.0%
4.悪くなった	17	3.0%
5.変わらない	355	62.0%
無回答	111	19.4%
合計	573	

問20⑦災害時の手助けや緊急時の対応についての町内会での話し合いなど

1.良くなった	15	2.6%
2.どちらかと言うと良くなった	57	9.9%
3.どちらかと言うと悪くなった	12	2.1%
4.悪くなった	7	1.2%
5.変わらない	404	70.5%
無回答	78	13.6%
合計	573	

問21.社会福祉協議会の認知度

1.名前も活動内容も知っている	151	26.4%
2.知っているが活動は知らない	308	53.8%
3.名前も活動内容も知らない	74	12.9%
無回答	40	7.0%
合計	573	

問22.社協が重点的に取り組むべき事業（複数回答）

1.生活福祉資金貸付事業	39	3.4%
2.市民ふれあいまつり開催	59	5.1%
3.広報活動（「ぽぷら」など）	59	5.1%
4.地域福祉セミナーの開催	23	2.0%
5.ボランティアの相談・調整・養成	59	5.1%
6.ふれあいサロンの開催	51	4.5%
7.声の広報の配布	8	0.7%
8.介護保険サービスや自立支援サービス	176	15.4%
9.食事サービス事業	52	4.5%
10.相談事業	117	10.2%
11.町内会等活動支援事業	66	5.8%
12.地域福祉委員設置事業	72	6.3%
13.家族介護者リフレッシュ事業	87	7.6%
14.パークゴルフ交流大会	21	1.8%
15.その他	13	1.1%
無回答	244	21.3%
合計	1146	

問23.社協に期待する活動（複数回答）

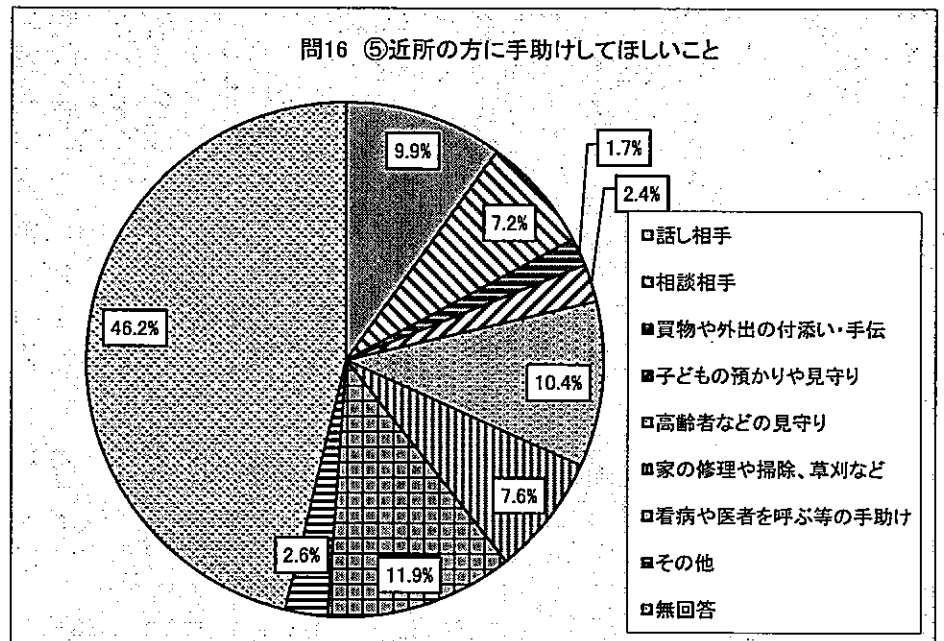
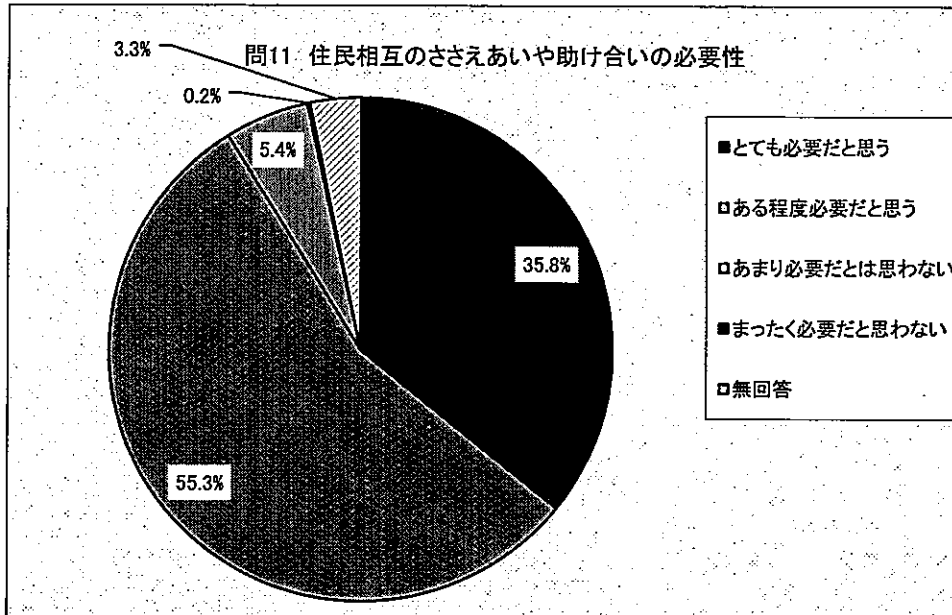
1.近所の助け合いの仕組みづくり	105	9.2%
2.福祉に関する情報提供の充実	90	7.9%
3.福祉関係団体への支援・育成	51	4.5%
4.福祉関連要望把握、サービス企画・実施	68	5.9%
5.福祉に関する相談・苦情受付	86	7.5%
6.福祉に関する講演会等の開催	46	4.0%
7.NPO活動など市民活動の支援	8	0.7%
8.福祉教育・ボランティア活動等の充実	59	5.1%
9.介護保険・自立支援等のサービス充実	152	13.3%
10.制度外の在宅福祉サービスの充実	99	8.6%
11.児童福祉・子育て支援サービス	44	3.8%
12.権利擁護事業や成年後見制度	90	7.9%
13.その他	14	1.2%
無回答	234	20.4%
合計	1146	

問24.広報紙「ぽぷら」の発行回数

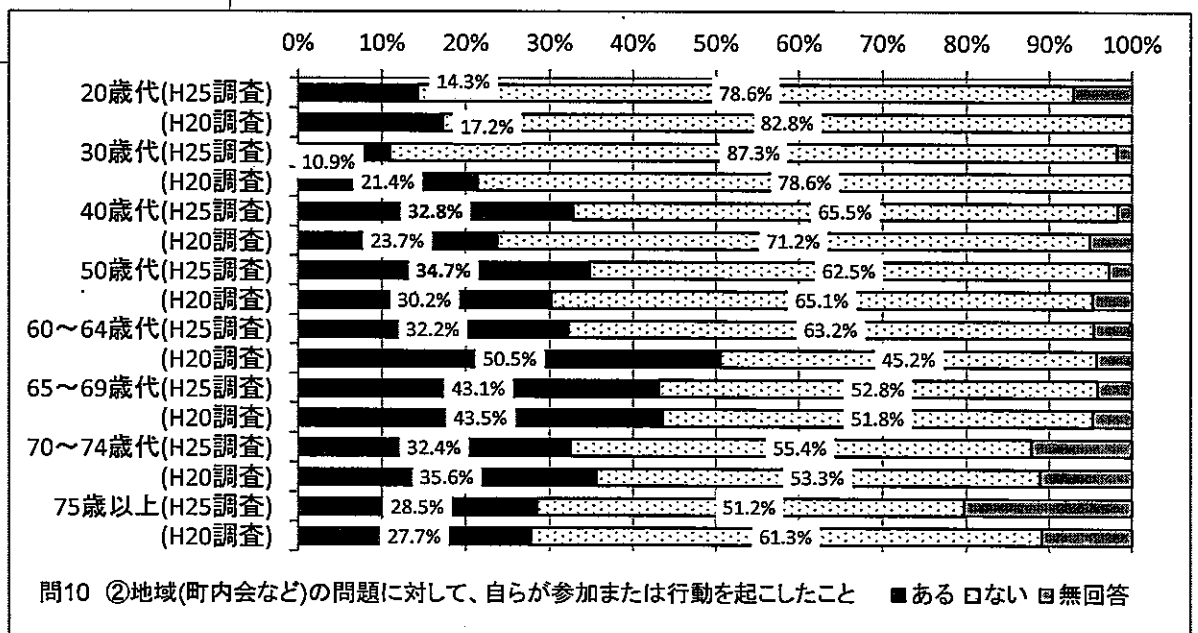
1.充分だ	152	26.6%
2.やや不足している	83	14.5%
3.かなり不足している	19	3.3%
4.わからない	259	45.2%
無回答	60	10.5%
合計	573	

問25.参加したいボランティア活動（複数回答）

1.高齢者を対象とした活動	132	11.5%
2.障がい者を対象とした活動	42	3.7%
3.子どもを対象とした活動	70	6.1%
4.自然・環境を守るための活動	151	13.2%
5.健康や医療に関係した活動	132	11.5%
6.安全な生活のための活動	145	12.7%
7.災害に関係した活動	79	6.9%
8.まちづくりのための活動	71	6.2%
9.その他	17	1.5%
無回答	307	26.8%
合計	1146	



15頁 人材の育成～地域課題に取り組む年代の拡大
【前回調査との比較】



地域課題に対する市の事業実施状況(平成21～25年度)

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
いつまでも健やかに暮らせるまちづくり(健康) ※11のまちづくりの柱	●健康づくり啓発事業 ・広く市民へ健康づくりを啓発する「食の健康フェスタ」「ヘルシーウォーキング」講演会」の他、各世代の生活習慣病予防や介護予防等を目的に小学校区単位で、「住民参加型健康づくり事業」(上西美唄地区健康まつり・東地区世代間交流事業・中央小学校区世代間交流事業)を実施している。 ・平成25年度からは、上西美唄地区健康まつりは会場である西美唄小学校の閉校に伴い健康まつりとしての実施は困難であること、9回の実施で健康づくりが地域に定着してきたと取り組みを評価し、平成25年度からは実施しないと地域の役員と検討し判断。今後は、「健康づくり」地域の交流」についてこれまでのネットワークを活かし、健康まつりとは別な形で取り組んでいく。 ●中高年健康づくり事業 ・地域で生活している精神障がい者が理解しあえる仲間と出会え、社会参加の機会を得て、意欲を持って安心して地域で生活できることを目的に月1回集いを開催。	●市民や健康づくり組織等を中心として、地域づくり活動が定着しつつある。このような活動の必要性が共有され、市民の活動意欲も高まっており、内容等について、各地域工夫を凝らし展開している。地域住民のつながりから、活動の幅が広がってきているが、さらに市民主体の活動となっていくよう支援を行っていく。
・健康づくりの充実	●高齢者健康増進事業 ・65歳以上の高齢者を対象に、「65歳からの知力・体力アップ教室」「地域展開型介護予防教室」(茶志内・南美唄・東明地区)「訪問指導」を実施している。 ・平成24年度から、「65歳からの知力・体力アップ教室」を見直し、年齢や生活環境の変化がここと身体に与える影響を知り、年齢や体調に応じた健康づくりをすすめることを目的に、60歳以上を対象とした「健康づくり入門講座」を実施。「地域展開型介護予防教室」「訪問指導」についてはこれまで同様実施。 ●救急医療普及事業 ・平成20年4月より救急診療窓口を市立美唄病院に一本化するとともに診療に携わる医師の配置調整等を医師会に委託し、救急医療体制を確保している。 ●介護予防一次予防事業(旧一般高齢者介護予防事業) ・高齢者が要介護状態にならず住みながら地域でいつまでも暮らせるように様々な介護予防の取り組みを行うとともに地域での自主的な活動を支援する。 ●スポーツ大会教室開設事業 ・体力づくりと健康増進を図り、各スポーツの普及と振興を目的に各種大会や講習会を開催している。	●安定した救急医療体制の確保
・医療の充実	●介護予防二次予防事業(旧一般高齢者介護予防事業) ・高齢者が要介護状態にならず住みながら地域でいつまでも暮らせるように様々な介護予防の取り組みを行うとともに地域での自主的な活動を支援する。 ●スポーツ大会教室開設事業 ・体力づくりと健康増進を図り、各スポーツの普及と振興を目的に各種大会や講習会を開催している。	●対象者への周知
必要な時に福祉サービスを受けられるまちづくり(福祉サービス)	●地域包括支援センター運営事業 ・高齢者及びその家族が介護予防サービスを利用しながら、自分のできる能力を維持・拡大し、安心して在宅生活を送ることができることを目指す。 ・主な事業内容は要支援と認定された方の介護予防ケアマネジメント。 ●介護予防ケアマネジメント事業 ・高齢者及びその家族が住みながら地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるように、各種支援を行う。 ・主な事業内容は1 介護予防ケアマネジメント、2 総合相談、権利擁護事業、3 包括的継続的ケアマネジメント支援事業 ●障害者相談支援事業 ・精神障害者家族相談設置事業は美唄市精神障害者家族会のぞみ会に委託。 ・障害者地域生活相談支援事業はH22年度まで北海道生会に委託し、H23年度からは社会福祉協議会に委託	●包括支援センターが十分に周知されていない面があるため、継続したPR活動を行う。また、包括のみでは解決できない問題も多いため、関係機関と連携を取りながら対応する。 ●インフォーマルな社会資源の活用、連携。

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
・福祉サービス基盤整備とサービスの質・量の確保 ・地域福祉権利擁護システムの充実	●家庭児童相談事業 ・児童及び妊産婦の福祉に対する事項について相談に応じ調査や助言を行うほか、関係機関との連携のもと、必要な支援を行う。児童虐待の発見、調査、指導等を行い、必要な場合は児童相談所と連携し、子どもを緊急に保護したり、施設入所等適切な支援を行う。 ●介護基盤緊急整備等補助事業 ・地域密着型サービス事業者の施設整備促進及び介護老人福祉施設に入所を希望している待機者数の減少を図るため、施設整備事業者にその経費の一部を補助するもの。 ●健康日本21美明市計画 ・「びばいヘルシーライフ21」計画(平成14年度～平成24年度)。 ・平成24年度は「びばいヘルシーライフ21(第2期)」を策定及び推進などに関する必要な事項を調査検討を行う美明市健康づくり推進委員会、美明市健康づくり庁内推進委員会を設置し、平成24年度びばいヘルシーライフ21(第2期)を策定。 ・平成25年度は、美明市健康づくり推進委員会、美明市健康づくり庁内委員会において重点プラン及び6領域の健康づくりの取り組みの推進と評価を実施。委員会では次年度以降の取り組みに反映。 ・平成26年度以降は、毎年度美明市健康づくり推進委員会、美明市健康づくり庁内委員会で取り組みの推進と評価を実施し、平成29年度中間評価・計画の見直しを実施予定。 ●高齢者保健福祉計画 ・第4期計画(平成21年度～23年度)に基づき事業を実施。 ・現在第5期計画(平成24年度～26年度)により事業の進捗管理を行っている。 ●介護保険事業計画 ・第4期計画(平成21年度～23年度)に基づき事業の進捗管理を行い、平成23年度に第5期計画(平成24年度～26年度)を作成。 ・平成26年度に第6期計画(平成27年度～平成29年度)策定予定。 ・計画に基づき事業の進捗管理を行っている。 ●市民後見人等育成事業 ・障害や高齢等に伴い、判断力に不安がある方々の権利や財産を守るため市民後見人を養成し、活動を行う。	●専門性の向上 ●誰もが健康で安心して生活できるまちづくりをめざし、市民、地域、行政が一体となって健康づくりを推進していく。 ●全国的に単身の認知症高齢者が増加しており、金銭管理や契約ができず、経済的被害や権利侵害の事例が出てきている。市内においても認知症等で金銭管理に不安がある人が増えてきている。
	●次世代育成支援美明市行動計画「びばいっこ すぐくプラン」(後期計画)を策定し平成22年度から計画に基づき事業を実施する。 ・次世代育成支援美明市行動計画「びばいっこすぐくプラン(後期計画)」はH22～26までの計画である。平成27年度以降については子ども・子育て支援法における事業計画に移行予定。 ●障がい者プラン ・美明市障がい者プラン第2期計画(平成21年度～平成23年度)、平成23年度に第3期計画(平成24年度～平成26年度)を策定。 ・平成26年度は、美明市障がい者プラン第4期計画(平成27年度～平成29年度)を策定予定。 ・計画に基づき事業を実施	
	生涯にわたって学習できるまちづくり(ポランティア・学習)	
	●障害者にやさしい街づくり事業 ・社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講座・朗読奉仕員養成講座・声の広報作成事業・ろうあ者教養講座・身体知的障害者作業訓練指導事業を行い、障がい者の社会参加の促進を図っている。 ・平成25年度より要約筆記事業を追加	

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
・生涯学習・学校教育・福祉教育の充実 ・高齢者・障がい者の雇用創出 ・若年者、女性に対する雇用支援	●「総合的な学習の時間」を活用した福祉学習 ・美唄養護学校との連携による相互交流 ・福祉関係施設等の調べ学習 ・キャリア教育による福祉関係施設での職場体験 ●子育て地域ささえあい事業 ・地域住民による地域ぐるみの取り組みを支援することにより、子育て中の保護者の負担軽減や世代間交流等による地域コミュニティを確立し、地域での子育て支援体制等の充実、子育て力のハワーアップを図る。ひばいせわぎ・せわやき隊の活動支援、地域で各種団体と共催で交流イベントを開催、子育てサポーター講習会の開催（子育てサポート講習会の開催）、新生児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供、助言等（お〜きく〜な〜れびばいこ訪問）、美唄市地域子育て支援推進会議の開催 ●生涯学習事業 ・生涯学習の機会を提供し、生涯学習に対する意欲や関心を高めることを目的に、市民カレッジ、勤労青少年文化講座、北浦見絵画展、教育講演会等各種事業を開催している。 ・H24より勤労青少年文化講座は事業廃止している	●職場体験等の受入れ先の確保等。 ●ひばいせわぎ・せわやき隊の活動支援～会員の拡大 ・お〜きく〜な〜れびばいこ訪問～訪問の承読いただける世帯数は、若干増加傾向にはなっているが、さらに増えることが望ましい。 ●対象者への周知
	楽しく働くことができるまちづくり（雇用・産業）	
	●シルバー人材センター補助事業 ・高齢者が能力と経験を生かし希望する仕事を通じて生きがい、充実と社会参加が図られるようシルバー人材センターの育成を助長する。このことにより高齢者の就労と増大の福祉の増進を図っている。 ・シルバー人材センター事業については認知度も高まり地域に定着してきていることから、平成25年度からは事業名称から「育成」を削除。 ●企業立地活動事業 ・企業立地活動を推進し、新たな雇用機会を創出することで、若年者や女性に対する雇用の場を確保する。 ●新産業振興事業 ・基幹産業である農業を核とした関連産業を始め自然エネルギーなど、地域の資源を生かした新たな産業の育成を図ることで、新たな雇用機会を創出し、若年者や女性に対する雇用の場を確保する。 ●労働総務管理事務 ・（社）北海道高齢・障害者雇用促進協会の賛助会員として登録し、高齢者の雇用の安定に関する啓発事業や相談・援助等や、労働基本調査を実施し、若年者、女性等に対する雇用状況の調査し、関係者に対して情報提供を行うなど、雇用環境改善事業を実施している。 ●求職者等職業能力開発支援事業 ・若年者（高校在生）に対して、各種職業訓練等に係る受講料の一部を助成することで、若年者、女性に対する雇用支援を行っている。	
	快適な暮らしができるまちづくり（環境・住宅・除排雪）	
住宅環境の整備	●住宅改修促進補助事業 ・高齢者の方が安心して住み続けられる住まいづくりと、居住環境の向上を図るため、住宅についてのバリアフリー及び断熱改修を行う場合に、その経費の一部を助成する。 ●宮島沼水鳥・湿地センター管理運営事業 ・宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として沼の保全と活用を両立させる「ワイズユース」の実現に向けた取り組みとして環境学習やボランティア講習会などを実施しているほか、水環境の再生や保全に向けて国の自然再生事業と運動しながら取り組んでいる。	●市民を対象とした環境学習会の開催などを通じて、今後も環境保全の醸成を図っていく必要がある

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
・ごみ問題の解決	●ごみの減量化・再資源化推進事業 ・平成23年度については、家庭系ごみ有料化に伴い、事業系ごみ処理手数料についても、家庭系ごみとの不均衡を正し、排出量に応じた費用負担をいたぐ、従量制へと改定した。 ・平成24年度からは、使用済み小型家電類及び古着等繊維類の市役所での無料拠点回収を実施し、再使用品として再利用できるよう減量化及び再資源化の取り組みを行った。 ●福祉除雪事業 ・経済的・体力的に除雪が困難な高齢者、障がい者等の世帯(市民税非課税世帯)に対し、積雪による家屋倒壊・緊急時の避難経路の確保のため屋根及び窓回りの除雪を行う委託業務として実施し、利用者の負担はない。 ●間口除雪事業 ・除雪車が通過した後、間口の残雪処理対策として間口2.7m幅で除雪を行う委託業務。対象者は①70歳以上の世帯、②身障1.2級のみ世帯、③①②のみで構成される世帯 ●利用者負担(市民税課税世帯24千円、市民税非課税12千円及び10千円、生活保護世帯0円) ●除排雪事業 ・除排雪を行うことにより、年間を通じて快適に暮らすことができる生活環境を目指し、冬期間の積雪による交通障害の防止を図っている。 ●中心市街地除排雪事業 ・官民が一体となり中心市街地から雪を排除することにより、冬期間における住環境を整備し、まちの活性化と合わせて快適で安全な市民生活を確保する。	●ごみ分別について、今まで以上に市民に周知していく必要がある
・除排雪問題の解決		
安心して生活をおくるまちづくり(防犯・防災)		
・防犯体制の推進	●地域安全推進事業 ・地域安全パレード、地域安全大会、歳末地域安全パトロール、地域安全教室、自主防犯組織への支援を実施。 ●火災予防対策 ・消防法及び火災予防条例に基づき防火対象物の立ち入り検査、避難訓練指導、防火相談を行うとともに、婦人防火クラブ・幼年消防クラブなどの防火団体の育成指導を通じて火災予防の推進を図っている。 ●空き家対策事業 ・平成24年度に空き家調査(母町地区、南美根、東明、落合、我路)を実施し、全396戸の空き家を把握し、そのうちの危廃屋で48戸の所有者に対して文書を送付し、適正管理をお願いしてききました。今後につきましても、農村地区の調査を行い、適正管理をお願いしていくこととし、引き続き、空き家の適正管理を実施していく。 ●自主防災組織設立要請 ・広報紙、市ホームページを活用した啓発を実施するとともに、出前講座募集等による設立の要請を行う。平成23年7月現在において、市内の自主防災組織は町内会等を母体として12組織が設立されており、年度内に1～2組織の設立を目指す。 ●H25.3末現在、14組織設立	●空き家については、市民等から適正管理を求められており、調査等を行ってききましたが、所有者不在や連絡先の不明等の物件について、どのように所有者に連絡するかが課題となっています。 ●自主防災組織について、全国平均、全道平均を大きく下回っていることから、各町内会に必要性を説明していますが、町内会の高齢化などで、難しいとの課題があります。今後についても必要性を訴えていきたいと考えています。 ●消費者を取り巻く犯罪は年々悪質・巧妙化してきており、相談を受ける相談員もこれまで以上に幅広い情報の収集や専門知識が必要となっている。
・災害への対処方法		
・悪徳商法への対策	●消費者保護対策事業 ・美瑛市消費生活センターを設置し、相談員による消費者相談などを実施し消費者被害を防ぐ。 - 相談実施日：月・火・木・金曜日、午前10時から午後3時まで	
快適安全に移動できるまちづくり(交通)		
・道路の整備	●道路新設改良事業 ・円滑に車両が通行でき、歩行者が安全に歩行できるよう、舗装整備等を計画的に実施し、東7条南線の改良工事により歩道の整備を行い、美瑛養護学校周辺の道路環境の整備を行ったほか、美培線、西21線等の整備を進めている。 ●都市計画街路整備事業 ・円滑に車両が通行でき、歩行者が安全に歩行できるよう、舗装整備等を計画的に実施し道路環境の整備を行っている。	

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
・移動手段の確保	●移送サービス事業 ・一般車両での移動が困難な寝たきり等の要介護3～5、重度障がいの方の外出支援(市内)を行うため、本人が市民税非課税の方を対象に年48回を上限にリフト付車両を運行する委託業務。利用者負担は1回につき300円 ●市民バス事業 ・平成23年度までについては、市民バス西線は9路線、スクールバスとの混乗方式で委託業者へ運行委託、市民バス東線は19路線、交流拠点施設への運行、アルテ～南美根間の運行を委託業者への運行委託 ・美根市公共交通総合連携計画策定(H23～H27) ・平成24年度については、西線は11路線(スクールバスとの混乗方式8路線、委託業者へ運行委託3路線)、東線は循環方式(12系統)とアルテ～南美根間の運行、盤の沢・我路方面～乗合タクシーによる運行 ・平成25年度からは、上記に加え西側地区乗合タクシーの運行(予備運行) ・平成26年度からは、西側地区乗合タクシーの本格運行 ●障害者移動支援事業 ・重度障害者に対し、助成券を年間12枚交付(1枚につき基本料金分)する福祉タクシー事業と移動支援サービスを実施しており、平成21年度から非課税世帯の自己負担額を廃止し、利用者の負担を軽減した。 ●福祉有償運送 ・H23年10月6日美根市福祉有償運送運営協議会を開催、奈井江学園ポストの福祉有償運送事業実施を承認し(H23年10月15日開始)、以後福祉有償運送については、継続して実施している。	・市民バスの運行を持続していくためにも、より効率的な運行方法を市民アンケートなどとおして、時刻表の変更などにも反映してする必要がある。 ・乗合タクシーについても同様に、利用者アンケートなどを実施し、より効率的な運行を目指す。
・市民同士の交流の拡大	●アルデビアツァ業頃管理運営事業 ・平成18年度より、NPO法人アルデビアツァびばいが管理運営を開始。 ・平成19年度より、ストウテイオアルテでは、こころを語る授業を開催。 ・各種行事、イベントを開催 ●青少年広域交流事業 ・21世紀の美根市を担う青少年が視野を広め、社会性を養い、心身ともに健やかに成長することを願い、気候・風土・歴史・文化が異なる沖縄県内の市町村と、相互の交友・交流を促進するとともに、次代を担う青少年の気質の向上と健全な育成を図る。 ・H23～夏期に、美根市の青少年を沖縄県南城市に派遣し、交友・交流研修活動を行い、冬期に同様の受入を行う。 ・平成24、25年度は未実施ではあるが、平成26年度以降の実施に向け検討中	
・市外との交流の拡大		
誰もが共通の情報をもち住民参加できるまちづくり(情報・住民参加)	●協働のまちづくりの推進 1 地域応援チームの活動～市職員(管理職)で構成する地域応援チームが市内を12ブロックに分け、全町内会、自治会、農事組合を対象に地域で困っていることを地域の皆さんと一緒に考え、解決するためにお手伝いする取組み。 ・自主防災、消防組織づくりなどの案内や住宅火災報知器の設置、防犯対策、高齢者の安全確認、救急医療ポスト、地域応援チームの説明や更生保護、自主防災活動等年度ごとにテーマを決めて地域での自主的な取組促進にかかわる情報提供を行うとともに、町内会より課題及び相談が出たことから、その解決に向け活動を行っている。 2 美しまちづくりサポーターの活動～市民の方にボランティアとして市の業務に参加していただき、協働で実施することで、誇りと愛着をもてる地域づくりを進める取組みを行っており、国際交流、公園管理、登り窯、子育て支援、放課後児童、駐輪場管理等を実施している。年間延500人～700人が参加。	
・住民参加の促進	●コミュニティガーデン整備事業 ・花や緑にあふれたところのある景観づくりを、楽しむことができるよう、地域が主体となった景観づくりの活動に対して、市は、花の苗の支給及び技術的な支援を実施し、町内会等は企画・運営・管理を行い、花や緑にあふれたところのある景観づくりを促進する。 ●地域福祉ネットワーク事業 ・地域福祉推進大会を毎年開催し、基調講演講師による地域福祉活動等のし紹介等を通じて市民1人ひとりが地域福祉を支える一員として活動していけるような地域づくりを進めていく必要性について共に考える機会を提供。	

評価項目	評価項目に対しての実施事業及び評価等	市民要望及び今後の課題
・情報の共有	●広報事務、広聴事務 ・広報紙やホームページなどを活用し情報発信を行い、情報の共有を図った。 ・平成25年5月から、市公式Facebookを開設するとともに、広報紙やホームページなどを活用し情報発信を行い、情報の共有を図る。	
地域のつながりを大切にすまちづくり(地域・町内会)		
・地域コミュニティ施設の充実 実	●地域福祉会館管理運営事業 ・アナログテレビ放送終了に備え、福祉会館箇所に地上デジタル放送対応テレビを購入、整備したほか、各福祉会館設備修繕、備品等の更新を毎年度実施。 ●地域福祉会館の整備 ・各地域福祉会館の改修等を実施 ●地域子育て拠点支援事業 ・異年齢や世代間交流を実施し、共に育つ喜びを見出す環境づくりを行い、地域の子育て支援の交流の場とする。東地区(東福祉会館)、西地区(中央公園団地集会所)でそれぞれ毎週1回、コーディネーターに支援センター子育ての広場職員を派遣し、居住者、地域住民、ボランティアとの協働により、交流の場を運営。H24年度 日平均利用者数(東地区15名)(西地区12名) ・H23(西地区)H24(東地区) ●子育て地域ささえあい事業 ・地域住民による地域ぐるみの取り組みを支援することにより、子育て中の保護者の負担軽減や世代間交流等による地域コミュニティを確立し、地域での子育て支援体制等の充実、子育て力のハワーアップを図る。びばいせわずき・せわやき隊の活動支援、地域で各種団体と共催で交流イベントを開催、子育てサポーター講習会の開催)、新生児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供、助言等(お〜きく〜な〜びばいせわ訪問)、美唄市地域子育て支援推進会議の開催 ●恵愛団地集会所管理運営事業 ・集会所運営費について、障害者住宅のため、除雪や草刈は委託せざるをえないため、障害者施策として市がその費用を負担をしている。 ●民生委員児童委員活動事業 ・美唄市民生児童委員協議会連合会が行う活動に係る経費の一部を負担し、民生委員・児童委員活動の促進を図っている。 ●自治組織代表者会議の開催 ・各町内会の代表者の方々に集まっていたき、自治組織代表者会議を開催した。	●各福祉会館より設備の更新、施設の小規模修繕等の要望があり、必要とされる経費にもよるが、すぐに対応できるものは対応している。 ●各福祉会館より、施設の老朽化等による改修等の要望あり、年次計画を作成するなどして、予算確保し対応している。
		●びばいせわずき・せわやき隊の活動支援～会員の拡大 ・お〜きく〜な〜びばいせわ訪問～訪問の承諾はただける世帯数は、若干増加傾向にはなっているが、さらに増えることが望ましい。
	・町内会活動の活性化	●一部の町内会で、高齢化や会員の退会により、町内会を維持していくことが困難であることから解散する町内会が出てきている。
計画を進める人材が育つまちづくり(計画の推進)		
・計画の推進体制	●地域福祉ネットワーク事業 ・美唄市福祉のまちづくり事業補助金の活用事業として、年間2～3件の地域福祉活動等の振興を図られる事業に対し、助成等の支援を行っている。	

市民ささえあい推進委員会委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	備考
1	市 民	一般市民公募	根 賀 松 子	
2	保健・医療・福祉	北海道光生会	小 林 裕 志	
3	保健・医療・福祉	社会福祉法人溪仁会	佐々木 太 一	
4	保健・医療・福祉	身体障害者福祉協会	安 藤 淳	委 員 長
5	関係団体	美唄青年会議所	松 山 教 宗	
6	関係団体	美唄商工会議所	斉 藤 道 範	
7	関係団体	美唄市老人クラブ連合会	中 田 實 津 子	
8	関係団体	介護家族と共に歩む会	小 笠 原 富 美 子	
9	関係団体	美唄市民生児童委員協議会連合会	渡 辺 万 二	
10	関係団体	美唄市保健推進員協議会	竹 林 紀 子	
11	関係団体	母子寡婦福祉会	飯 田 淑 子	
12	関係団体	びばいせわずき・せわやき隊	大 道 恵 津 子	
13	関係団体	父母と先生の会連合会	廣 岡 文 衛	
14	関係団体	社会教育委員	佐 藤 と も 子	
15	社会福祉協議会	社会福祉協議会	越 前 谷 賢 一	
16	福祉関係各計画	次世代育成支援推進委員会	久 保 田 和 男	
17	福祉関係各計画	高齢者保健福祉・介護事業計画策定委員会	坂 本 忠 幸	
18	福祉関係各計画	障がい者プラン策定委員会	松 原 隆	副委員長
19	学識経験者	アドバイザー	大 内 高 雄	
20	学識経験者	アドバイザー	森 田 肇	

○市民ささえあい推進委員会運営要綱

(平成 20 年 4 月 1 日庁達第 13 号の 4)

(趣旨)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 16 条に規定する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、地域福祉の増進を図るための取組みを推進するとともに、条例第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討する。

2 推進委員会は、前項に規定する検討を行った場合は、その結果について、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 推進委員会は 25 名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市民公募による者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市民各団体関係者(青年・商工・老人・ボランティア等)
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 学識経験者
- (6) 各計画(子育て・高齢者・障がい者)委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めたときは、推進委員会に部会を置くことができる。

2 部会は委員会の委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(庶務)

第8条 推進委員会及び部会の庶務は、保健福祉部地域福祉課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(招集の特例)

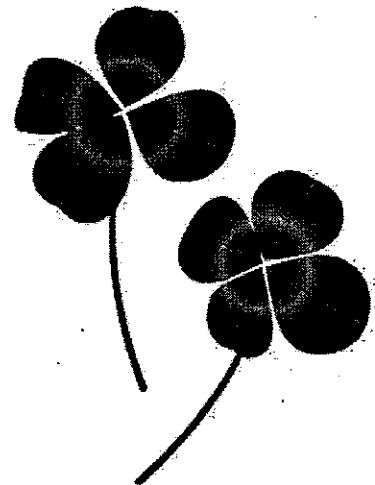
第10条 委員の任期終了後、最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱は廃止する。

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱第3条の規定により委員に委嘱されている者は施行後の要綱第3条の規定による市民ささえあい推進委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が廃止前の要綱第4条の規定により委嘱された日から起算する。



○美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱

(平成 20 年 5 月 19 日庁達第 16 号)

(設置)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進等に関し必要な事項を調査検討するため、庁内の各関係課等からなる美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 前項による調査検討の結果は、必要に応じて条例第 16 条の規定による市民ささえあい推進委員会にその内容を提供するものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は地域福祉課長を、委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

2 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱(平成 15 年 4 月 1 日策定)は廃止する。

別表(第3条関係)

所属名		職名
総務部	総務課	主査(総務・職員グループ総務担当)
	企画課	主査(政策・情報グループ政策調整担当)
	財政課	主査
市民部	生活環境課	主査(生活交通グループ)
		主査(環境グループ)
経済部	商工観光課	主査(商工労働観光グループ)
都市整備部	都市計画課	主査
	都市整備課	主査(都市整備グループ都市整備担当)
		主査(都市整備グループ道路管理担当)
	建築住宅課	主査(建築住宅グループ住宅担当)
教育委員会	学務課	主査(学校教育グループ学校教育担当)
	生涯学習課	主査(生涯学習グループ)
病院事務局		主査(総務・医事グループ)
消防本部	総務課	主査(庶務グループ)
保健福祉部	地域福祉課	主幹(地域福祉グループ)
		主査(地域福祉グループ)
	こども未来課	主査(こども未来グループこども未来担当)
	高齢福祉課	主査(高齢・包括支援グループ)
	健康推進課	主査(健康推進グループ)

○美唄市福祉のまちづくり条例

(平成 16 年 3 月 25 日条例第 12 号)

住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らしたいという思いは、私たち美唄市民の共通の願いです。

このような願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会を築く必要があります。

私たちのまちは、かつて炭鉱と農業のまちとして、人々がそれぞれの地域においてさまざまな困難を乗り越え、ともに支え合って暮らしてきた歴史があります。

私たち美唄市民は、これまでの先人が培ってきた生活文化を受け継ぎ、新たな時代の中で育むことにより、だれもが住み慣れたこの美唄の地域で、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。

(福祉のまちづくりの基本理念)

第 2 条 福祉のまちづくりは、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重することを基本とし、市民の自立への努力、地域で展開される住民のさまざまな活動と市民の自立支援に向けた市の施策が相互に連携をとりながら、ともに支え合い、活力ある地域社会の実現を図ることを基本理念として推進されなければなりません。

2 前項に規定する基本理念の実現にあたっては、次の各号に掲げる事項が尊重されなければなりません。

(1) 市民は、年齢、心身等の状況に応じて、自立した生活を営むために努力すること。

(2) 市民及び事業者は、地域社会の一員として、自己の能力を発揮して社会活動に参加するとともに、個人としての尊厳を認め合い、ともに支え合い、活力ある地域社会を築くために努力すること。

(3) 市は、市民が安心して生き生きと生活を営むことができる基礎的な条件を確保するため、市民及び事業者との協働のもとに、必要な施策を総合的かつ効果的に実施すること。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりが福祉のまちづくりの主体であるという意識のもとに行動するとともに、自ら持てる力を発揮し、福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 市民は、生活の基盤である家庭と、暮らしの場である地域社会における自らの役割を意識し、支え合う地域社会の実現に努めます。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを意識し、福祉のまちづくりへの理解を深めるとともに、その推進に努めます。

2 事業者は、自らも地域社会を支える一員として、支え合う地域社会の実現に努めます。

(市の役割)

第5条 市は、第2条に規定する基本理念を実現するため、市が行うすべての施策において、福祉のまちづくりへの配慮を行い実施します。

2 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施します。

3 市は、福祉のまちづくりを推進するために、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たせるよう、必要な環境づくりに努めます。

(国等との連携)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等との連携に努めます。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針

(情報の提供)

第7条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、自発的な活動を支援するため、必要な情報の収集及び提供、学習機会の確保に努めます。

(市民参加)

第8条 市は、福祉のまちづくりの推進にあたっては、市民参加の機会を保障するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代の意見が反映され、市民自らも担い手となるための必要な環境づくりに努めます。

(地域福祉計画の策定)

第9条 市は、第5条第2項に規定する計画として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の地域福祉計画を策定し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進します。

2 市は、地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する市民ささえあい推進委員会の意見を聴かなければなりません。

第3章 福祉のまちづくりに関する基本的な施策等

(健康づくりの推進)

第10条 市民は、自らの健康は自らつくるという健康に関する意識を高め、日常生活の様々な場面で健康の保持及び増進に努めます。

2 市は、市民の健康で自立した生活に向けた取組みを支援するため、市民、事業者とともに、その環境づくりに努めるとともに、健康の保持増進並びに疾病及び介護等の予防に必要な施策の充実を図ります。

(保健福祉サービスの充実)

第11条 市は、市民が生涯を通じて安心して生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスを提供するとともに、その基盤整備に努めます。

2 市は、次の各号に掲げる原則に基づき、保健福祉サービスを実施します。

- (1) 支援を必要とする市民に対して適正なサービスを公平に提供すること。
- (2) 市民のサービスの選択及び自己決定を尊重すること。
- (3) 市民の生活の自立に向けた取組みを支援すること。
- (4) 市民に利用しやすい身近な地域でサービスを総合的に提供すること。
- (5) 保健、医療、福祉等、関係機関の連携のとれたサービスを提供すること。

(生涯学習等の推進)

第12条 市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう努めます。

2 市は、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動など、社会活動や交流に参加する機会の拡大に努めます。

(就労の支援)

第13条 事業者は、高齢者、障害者等の就労機会の提供並びに雇用の創出及び維持に向けた環境づくりに努めます。

2 市は、前項に定める雇用の創出及び維持を図るため、事業者及び関係機関と連携して、必要な施策を講じるよう努めます。

(居住環境の整備)

第14条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するため、だれもが住みやすい居住環境の整備に努めます。

(安全な生活の確保)

第15条 市民は、安全に日常生活を送ることができるよう、防犯、防災及び交通安全に関して、地域住民が相互に助け合う地域づくりに努めます。

2 市は、市民が安全に日常生活を営むことができるよう、市民及び関係機関と連携し、防犯、防災及び交通安全に関する必要な施策を講じるよう努めます。

第4章 福祉のまちづくりの推進

(市民ささえあい推進委員会)

第16条 この条例による福祉のまちづくりを推進するために、市民で組織する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

(役割)

第17条 推進委員会は、福祉のまちづくりに関する基本的な事項について必要な意見を述べるとともに、支え合う地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

(自ら進める地域づくり)

第18条 市民一人ひとりは、自らの地域を自ら良くしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に取り組むよう努めます。

2 町内会など地域づくりに取り組む団体は、自らの活動を積極的に推進して、地域の連帯感を深めるとともに、より良い地域づくりに努めます。

- 3 市は、社会福祉協議会など地域福祉の推進に寄与する団体及び個人と協働し、地域づくりに関する地域住民の主体的な取組みに対し、必要な支援に努めます。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日前に策定した美唄市地域福祉計画については、この条例第9条第1項の規定に基づき策定したものとみなします。

